

目 次

告 示

地縁による団体の認可

放置自転車等の撤去及び保管

国民健康保険被保険者証及び国民健康保険高齢受給者証の無効

公示送達

公示送達

公示送達

公示送達

公示送達

公示送達

公示送達

保管屋外広告物

公示送達

公示送達

公 告

道路位置の指定

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

都市公園の設置

都市公園の区域変更

津市農用地利用集積計画

犬の抑留

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

水道局告示

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

教育委員会告示

教育委員会の招集

津市指定有形文化財の指定

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び6分の1の数並びに3分の1の数

三重海区漁業調整委員会委員選挙における投票区の一部を改正する告示

監査委員告示

監査結果の公表

監査結果の公表

監査結果の公表

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市告示第49号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により、地縁による団体を次のとおり認可したので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成22年3月1日

津市長 松 田 直 久

1 名称

一の坂地区垣内

2 規約に定める目的

本会は、地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とし、以下に掲げる事業を行うこととする。

- (1) 区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設、共同墓地施設等区域内の施設の維持管理
- (4) 区域内に所有する資産の維持管理

3 区域

本会の区域は、津市榊原町3543番地の1から4463番地までの区域とする。

4 事務所

三重県津市榊原町4414番地の1

5 代表者の氏名及び住所

小瀬古勝己

三重県津市榊原町4414番地の1

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得

なければならない。

9 認可年月日

平成 22 年 3 月 1 日

津市告示第50号

津市自転車等の放置の防止に関する条例第12条第2項、第13条第2項及び第14条の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第16条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成22年3月2日

津市長 松田直久

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
分部地内	1	平成22年 2月 2日
大門地内	1	平成22年 2月 5日
野田地内	1	平成22年 2月10日
江戸橋駅北公共自転車等駐車場	76	平成22年 2月16日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成22年 2月17日
江戸橋駅前公共自転車等駐車場	13	平成22年 2月17日
江戸橋駅西公共自転車等駐車場	61	平成22年 2月17日
寿町地内	1	平成22年 2月17日
江戸橋駅西公共自転車等駐車場	16	平成22年 2月18日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成22年 2月19日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成22年 2月22日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	4	平成22年 2月22日
久居烏木町地内	1	平成22年 2月22日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成22年 2月23日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成22年 2月23日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成22年 2月24日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成22年 2月25日

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059-222-6307

津市告示第51号

下記に係る国民健康保険被保険者証及び国民健康保険高齢受給者証は無効であることを告示する。

平成22年3月2日

津市長 松田直久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
0405778	平成21年10月1日	平成22年2月12日
9117237	平成21年10月1日	平成22年2月9日
9212598	平成21年10月1日	平成22年2月12日

国民健康保険高齢受給者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
9117237	平成21年8月1日	平成22年2月9日

津市告示第 5 2 号

下記の者の差押調書、配当計算書及び充当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成 2 2 年 3 月 4 日

津市長 松 田 直 久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇 〇〇〇	差押調書、配当計算書、 充当通知書

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第 5 3 号

下記の者の差押調書、配当計算書及び充当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成 2 2 年 3 月 4 日

津市長 松 田 直 久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	差押調書、配当計算書、 充当通知書

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第 5 4 号

下記の者の差押調書、配当計算書および充当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成 2 2 年 3 月 4 日

津市長 松 田 直 久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇	〇〇 〇〇〇〇	差押調書 配当計算書 充当通知書

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

下記の者に対する差押調書、は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

平成 22 年 3 月 5 日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇	〇 〇 〇	差押調書

下記の者の差押調書、充当通知書および配当計算書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達する。

平成 22 年 3 月 9 日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○	○ ○○	差押調書、充当通知書、 配当計算書

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第 5 7 号

下記の者の平成 2 1 年度国民健康保険料納入通知書は、住所居所不明等のため送達することができないので、国民健康保険法第 7 8 条により準用する地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成 2 2 年 3 月 1 0 日

津市長 松 田 直 久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇	

下記の者の差押調書、配当計算書及び充当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

平成22年3月12日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○○○○○○○○ ○○	○○ ○	差押調書 配当計算書 充当通知書

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第59号

三重県屋外広告物条例（昭和41年条例第45号）第19条の2第1項の規定により、下記のとおり広告物又は掲出物件を保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年3月12日

津市長 松田直久

1 保管した広告物又は掲出物件の種類及び数量等

保管した広告物又は掲出物件を除去した日	保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所	保管した広告物若しくは掲出物件の名称又は種類及び数量
自 平成22年2月22日 至 平成22年2月22日	三重町津興、高茶屋小森町、高茶屋1丁目ほか、久居東鷹跡町ほか、久居新町ほか	はり札 23枚 立看板 5枚

2 保管した広告物又は掲出物件の返還に関する事項

返還を希望する者は、次の申出先に申し出るものとする。

（申出先） 津市建設部津北工事事務所補修担当

津市高茶屋小森上野町1185番地1 電話(059)235-5655

津市告示第 6 0 号

下記の者の差押書は、住所居所不明のため、送達することができないので、
地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送
達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成 2 2 年 3 月 1 2 日

津市長 松 田 直 久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇	〇〇 〇〇〇〇〇	差押書

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算
して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第61号

下記の者の平成21年度固定資産税・都市計画税納税通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部資産税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成22年3月12日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者
大阪府大阪市生野区田島五丁目3番14号	大成 株式会社

津市公告第34号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置について指定したので、津市建築基準法施行取扱規則（平成18年津市規則第199号）第13条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成22年3月1日

津市長 松 田 直 久

指定道路

- 1 地名地番 津市桜橋二丁目26番7
- 2 幅 員 6.0メートル
- 3 延 長 46.0メートル
- 4 指 定 日 平成22年2月25日

津市公告第35号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

平成22年3月1日

津市長 松田直久

記

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

422030103

公 告 日	平成22年3月1日	工 事 担 当 課	水産振興室										
工 事 名	平成21年度水振災補第4号 白塚漁港護岸及び北護岸災害復旧工事												
工事場所	津市 白塚町	地内											
工事概要	<table border="0"> <tr> <td>補助対象工事</td><td>市単独工事</td></tr> <tr> <td>天端被覆コンクリート 45m³</td><td>天端被覆コンクリート 25m³</td></tr> <tr> <td>裏法被覆コンクリート 39m³</td><td>裏法被覆コンクリート 21m³</td></tr> <tr> <td></td><td>堤体補修工 一式</td></tr> <tr> <td></td><td>消波ブロック撤去復旧 45個</td></tr> </table>			補助対象工事	市単独工事	天端被覆コンクリート 45m ³	天端被覆コンクリート 25m ³	裏法被覆コンクリート 39m ³	裏法被覆コンクリート 21m ³		堤体補修工 一式		消波ブロック撤去復旧 45個
補助対象工事	市単独工事												
天端被覆コンクリート 45m ³	天端被覆コンクリート 25m ³												
裏法被覆コンクリート 39m ³	裏法被覆コンクリート 21m ³												
	堤体補修工 一式												
	消波ブロック撤去復旧 45個												
工 期	契約締結の日から 平成22年3月30日 まで												
発注業種	土木一式												
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般											
	所在地要件	三重県内本店又は支店等											
	格付要件	なし											
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】									
		【ブロック】	【地区】	【格付】									
		【ブロック】	【地区】	【格付】									
	同種工事実績要件	過去10年間の官公庁元請実績で以下のとおり 土木一式工事で発注された護岸築造工事等で海上作業(作業船(起重機船)を使用して構造物の築造、据付を行う工種を含む工事)による工事で、契約金額が2,600万円以上											
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)										
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)										
	その他要件	年平均完成工事高を有すること(審査基準日:平成19年10月1日～平成20年9月30日)											
設計図書 の 関 覧	閲覧期間	本公告の日から 平成22年3月12日 まで											
	閲覧場所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所											
設計図書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 平成22年3月12日 まで											
	販売店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214											
設計図書等 に関する 質 問	提出期限	平成22年3月4日 午後5時 まで											
	回答日	平成22年3月9日 ホームページにて回答											
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333											
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)											
	提出期限	平成22年3月12日 必着											
	郵送先	〒514-8799 郵便事業(株)津支店 留 津市役所 調達契約課 宛											
開札日時 及び場所	平成22年3月17日 午前10時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室												
予定価格	29,924,000 円 (税抜き)												
最低制限価格	有												
入札保証金	免除												
契約保証金	契約金額の100分の10以上												
前金払	有												
部分払	無												
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・工期については、当該事業に係る繰越手続きが終了後延長する予定です。												

津市公告第36号

都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2及び津市都市公園条例(平成18年津市条例第197号)第2条の規定により、都市公園を設置したので、次のとおり公告し、その関係図書を縦覧に供します。

平成22年3月1日

津市長 松田直久

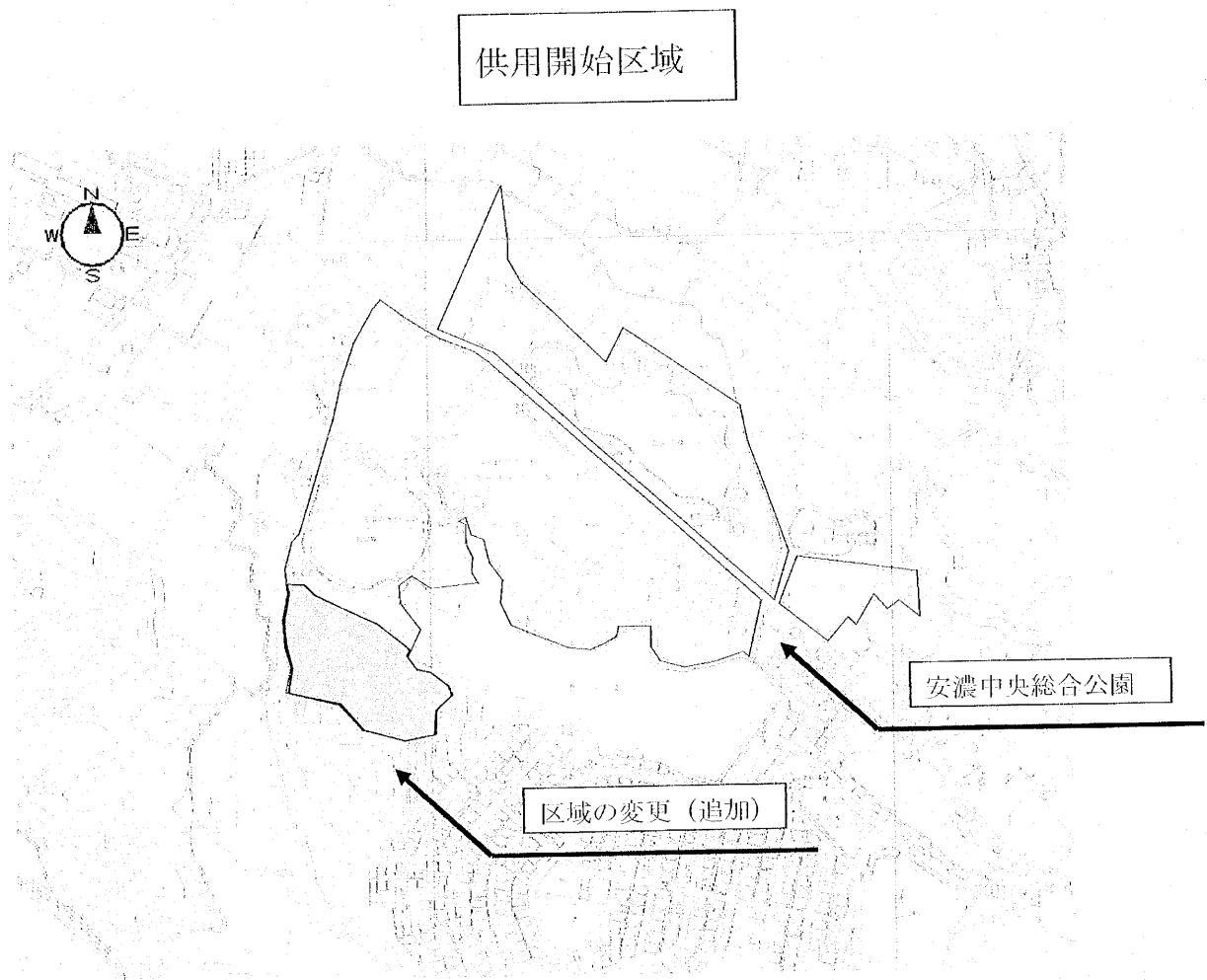
1 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日

都市公園の名称	位 置	区域	供用開始の期日
安濃中央総合公園	津市安濃町田端上野 818番ほか	別図の とおり	平成22年3月1日
町民の森公園	津市河芸町浜田74 0番1ほか	別図の とおり	平成22年3月1日
中勢グリーンパーク	津市あのかつ台五丁目 757番1ほか	別図の とおり	平成22年3月1日
岩田池公園	津市岩田33番ほか	別図の とおり	平成22年3月1日
小森向山公園	津市高茶屋小森町1 707番297、1 671番46、16 75番4	別図の とおり	平成22年3月1日

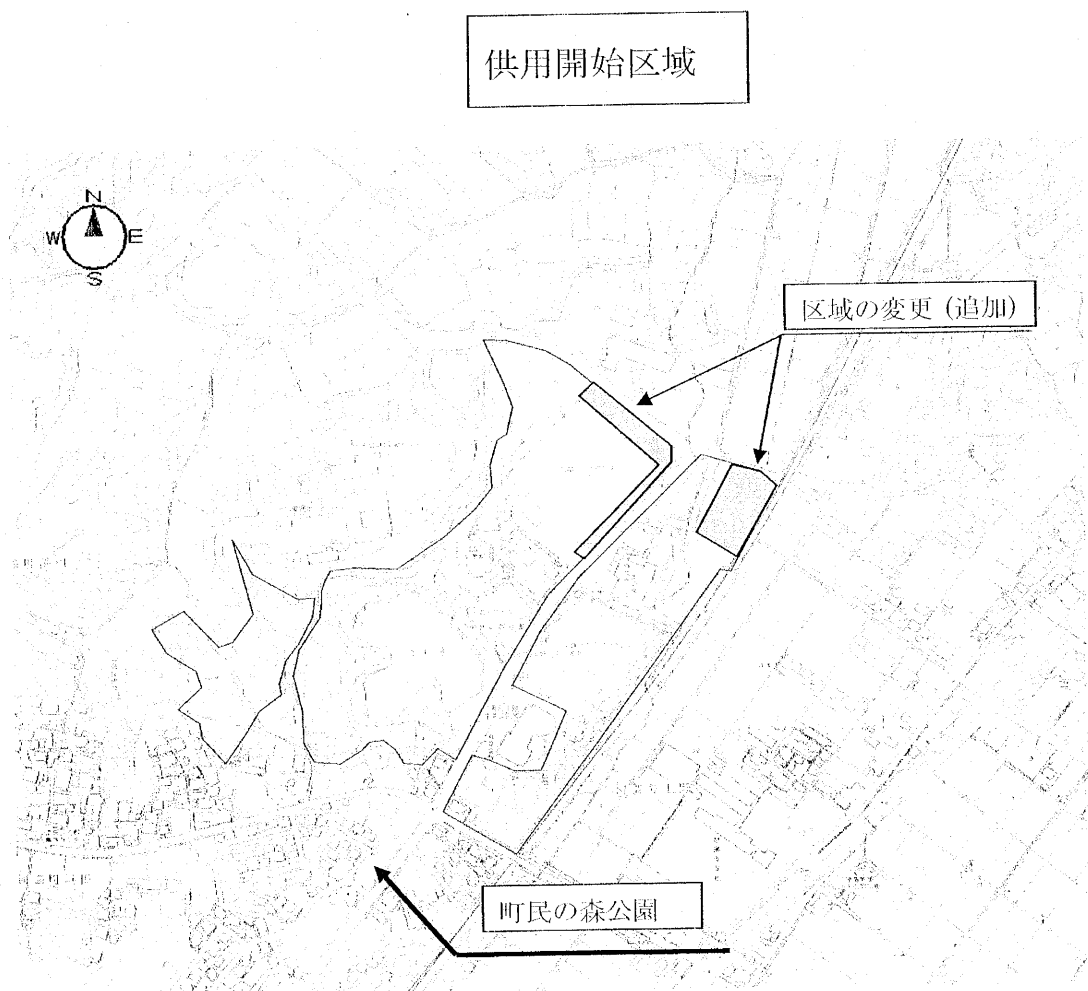
2 関係図書の縦覧場所

津市建設部建設維持課

安濃中央総合公園

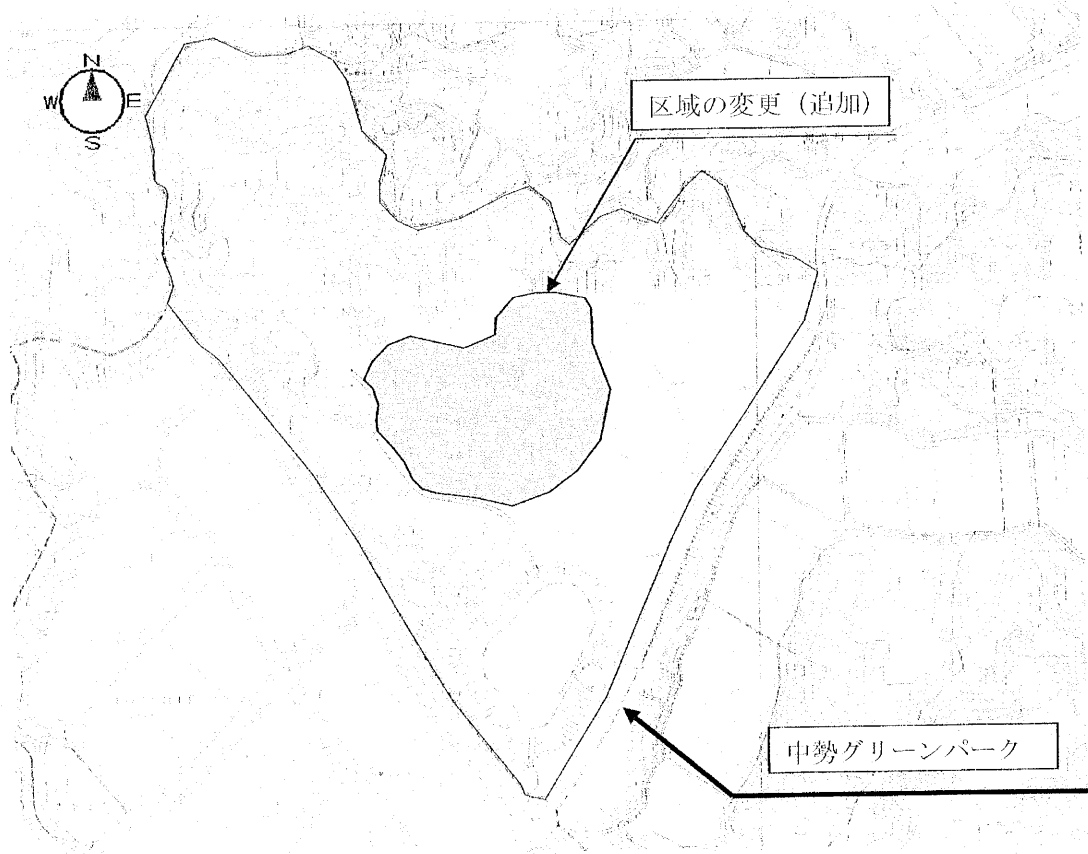


町民の森公園

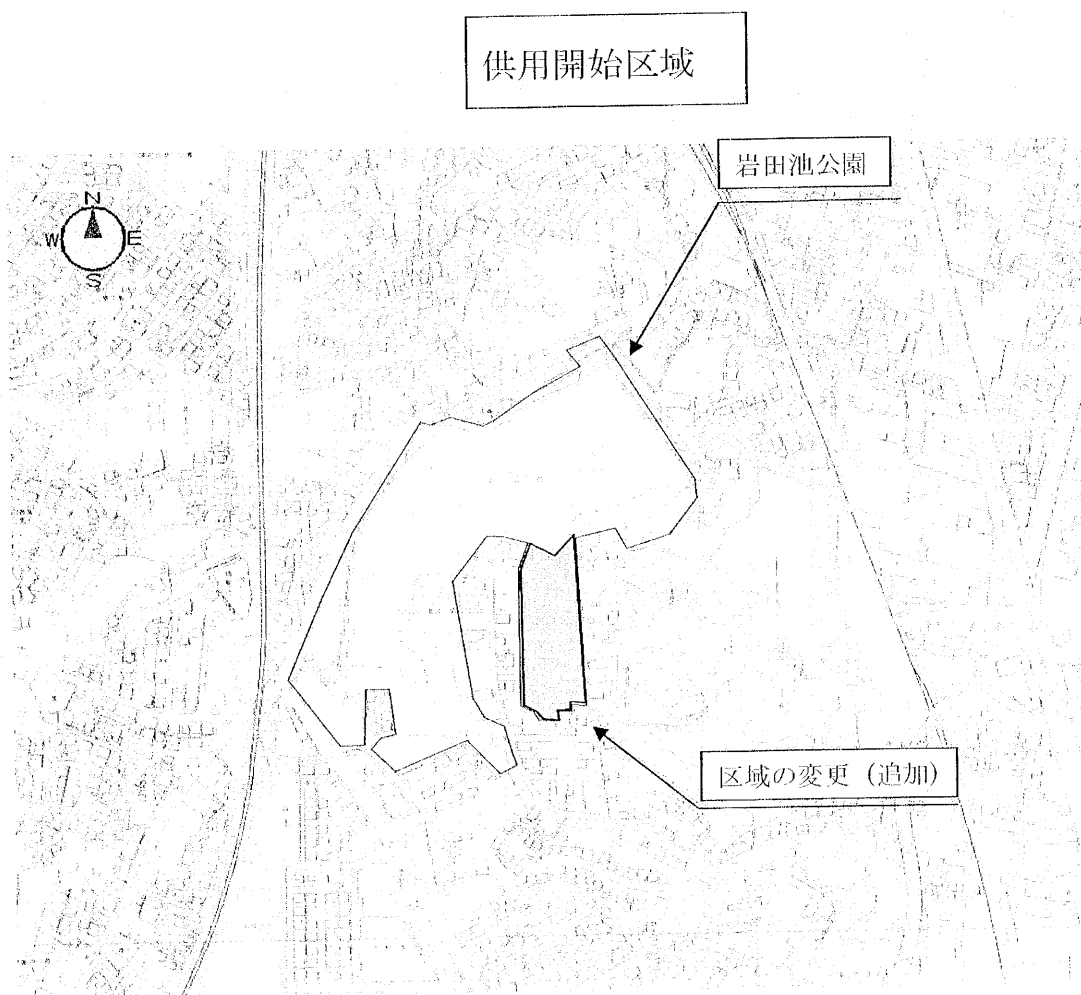


中勢グリーンパーク

供用開始区域

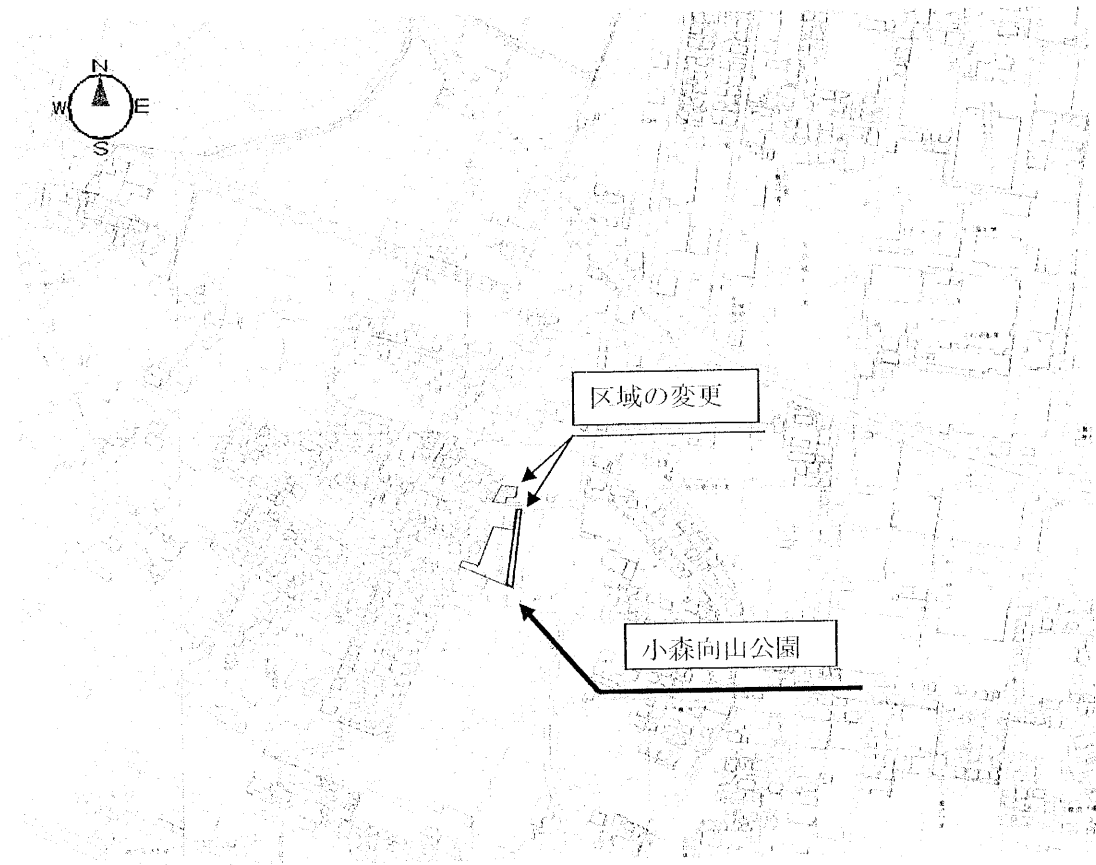


岩田池公園



小森向山公園

供用開始区域



津市公告第37号

都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2及び津市都市公園条例(平成18年津市条例第197号)第2条の規定により、都市公園の区域を変更したので、次のとおり公告し、その関係図書を縦覧に供します。

平成22年3月1日

津市長 松田直久

1 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日

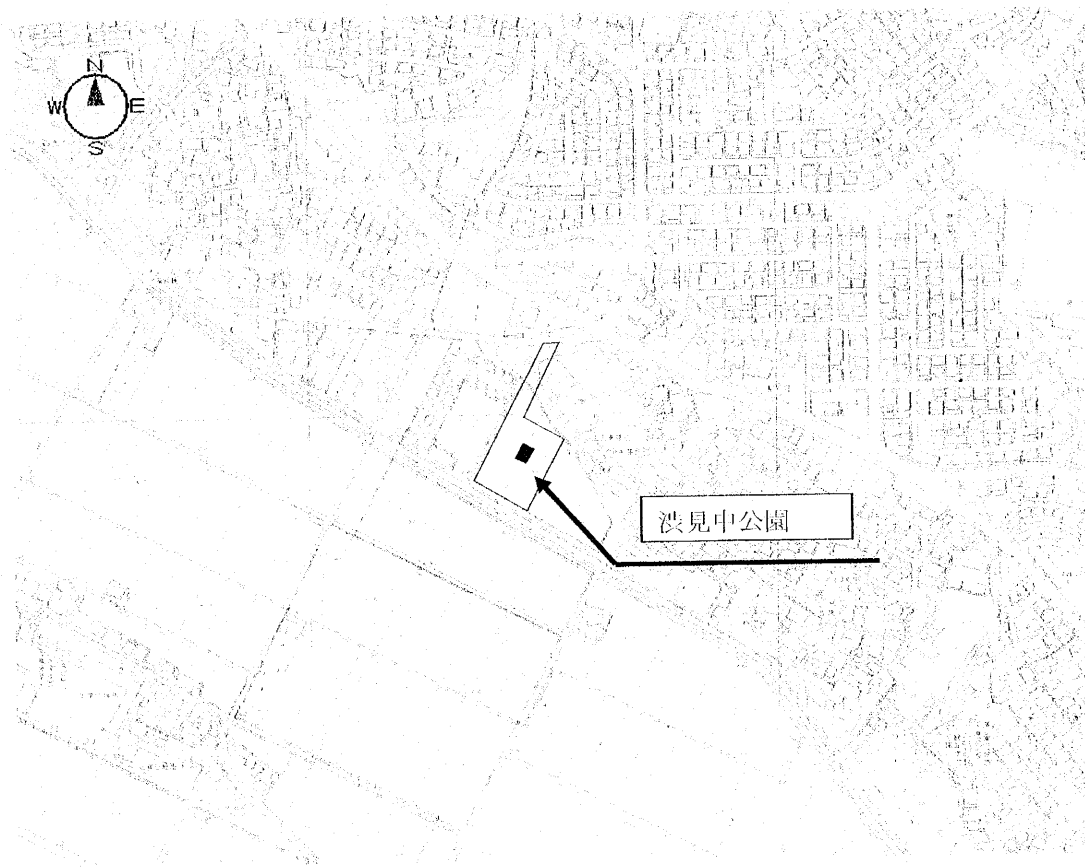
都市公園の名称	位 置	区 域	供用開始の期日
渡見中公園	津市渡見町15番1 2	別図の とおり	平成22年3月1日
一身田ろくのつば 公園	津市一身田町398 番11	別図の とおり	平成22年3月1日
豊津第3公園	津市河芸町中別保2 358番13	別図の とおり	平成22年3月1日
小森中公園	津市高茶屋一丁目1 136番3、10、 1153番6	別図の とおり	平成22年3月1日
垂水のびのび公園	津市垂水1898番 23	別図の とおり	平成22年3月1日
パークビュー広明 団地公園	津市広明町349番 1	別図の とおり	平成22年3月1日
グリーンハイツ1 号公園	津市神戸154番5 1	別図の とおり	平成22年3月1日
クリアガーデン学 園前公園	津市半田1433番 38	別図の とおり	平成22年3月1日

2 関係図書の縦覧場所

津市建設部建設維持課

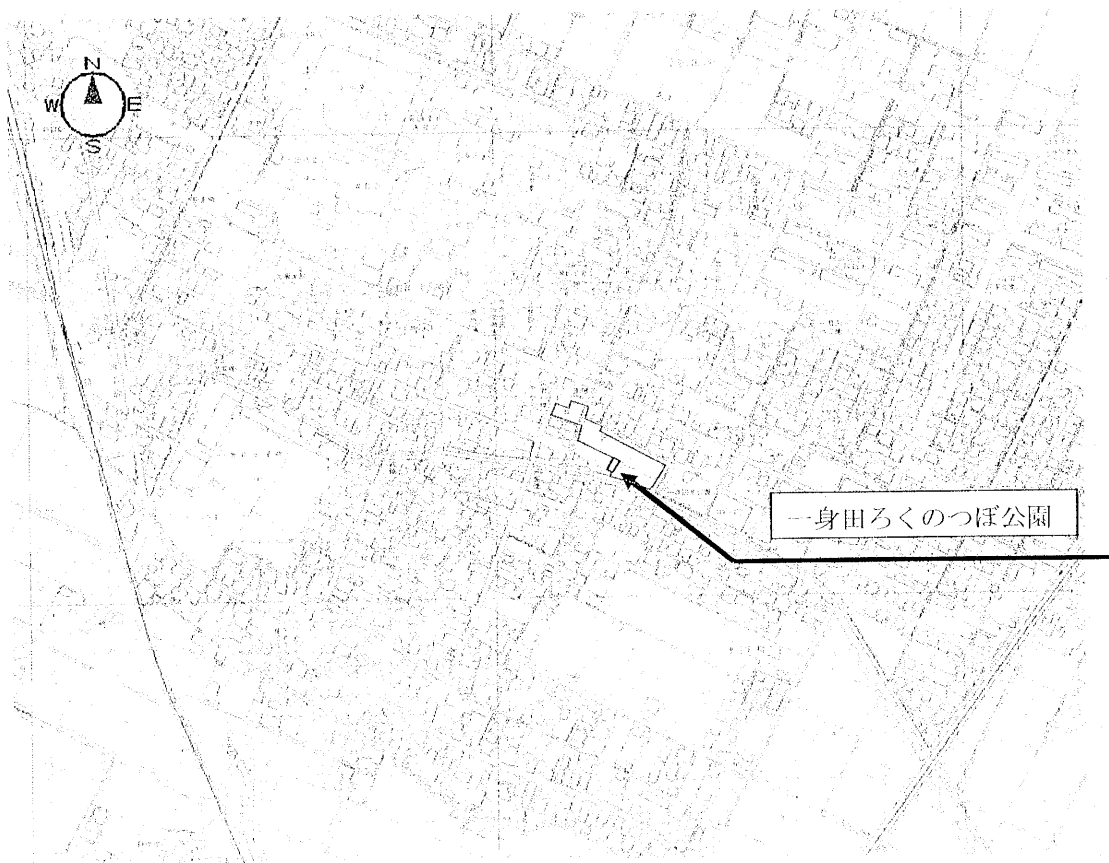
渋見中公園

供用開始区域



一身田ろくのつぼ公園

供用開始区域



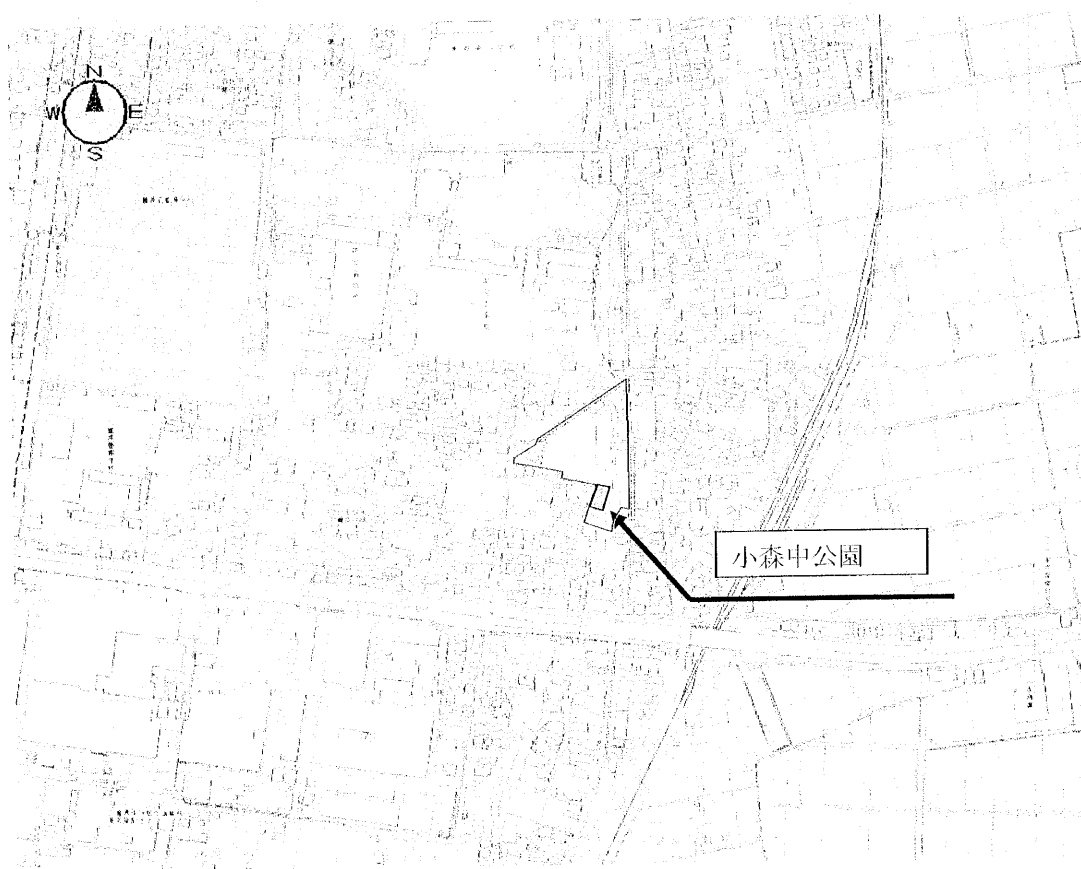
豊津第3公園

供用開始区域



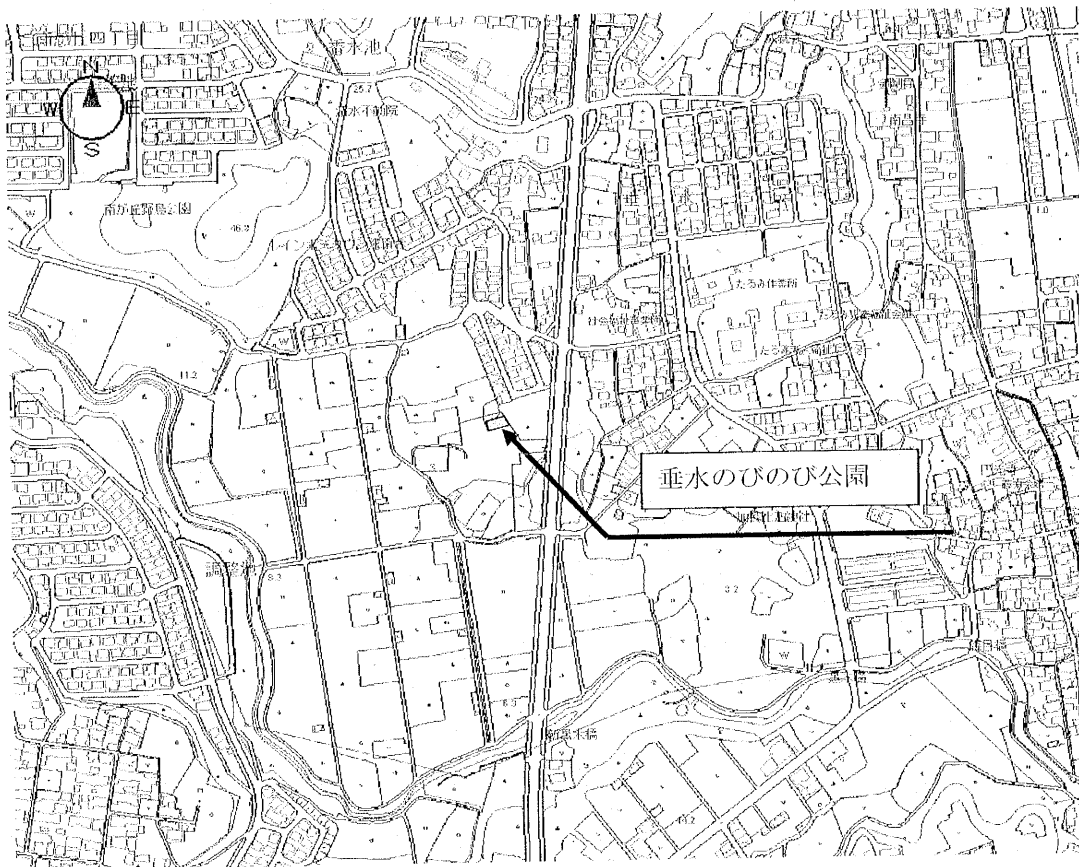
小森中公園

供用開始区域



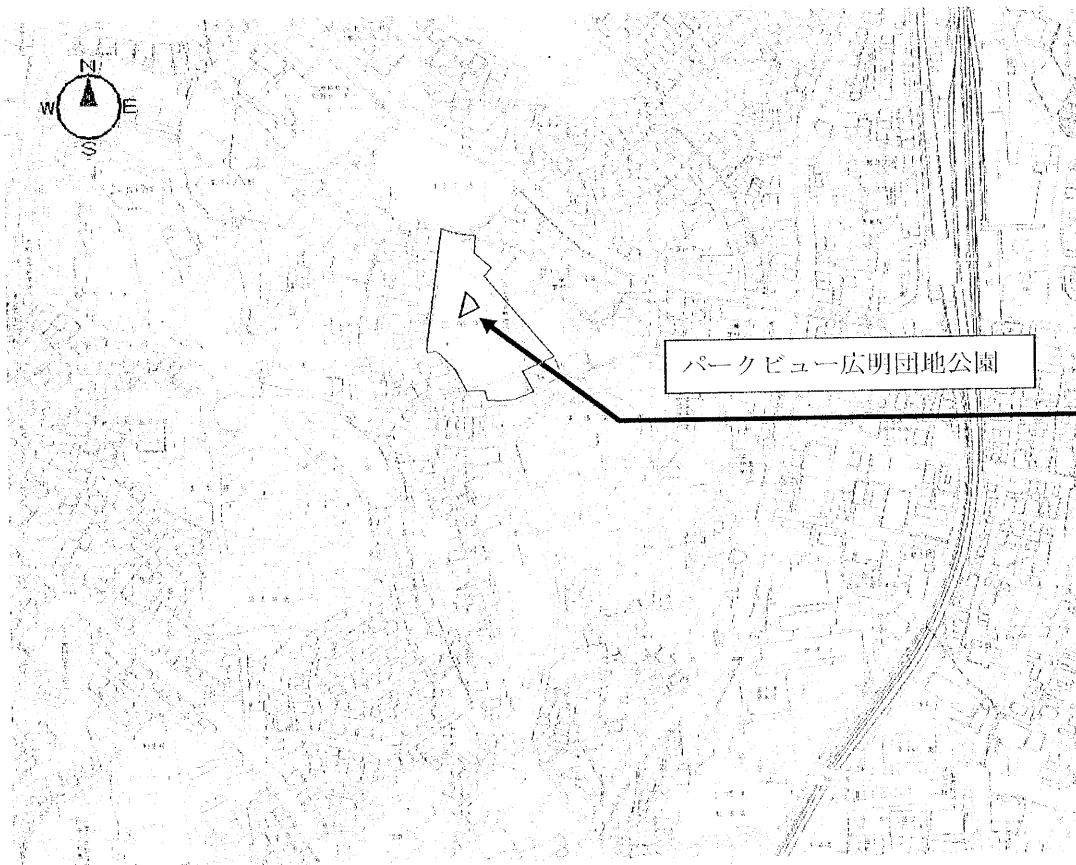
垂水のびのび公園

供用開始区域



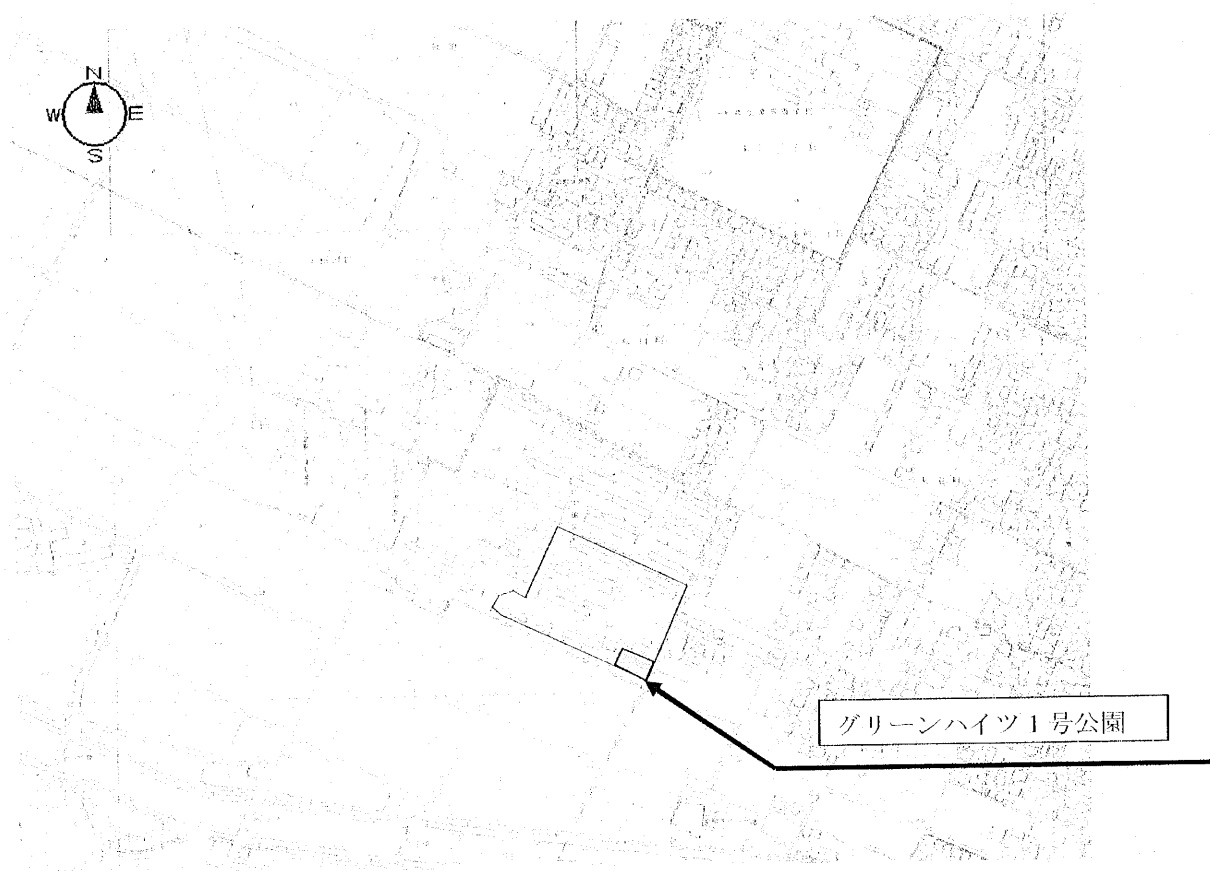
パークビュー広明団地公園

供用開始区域



グリーンハイツ 1 号公園

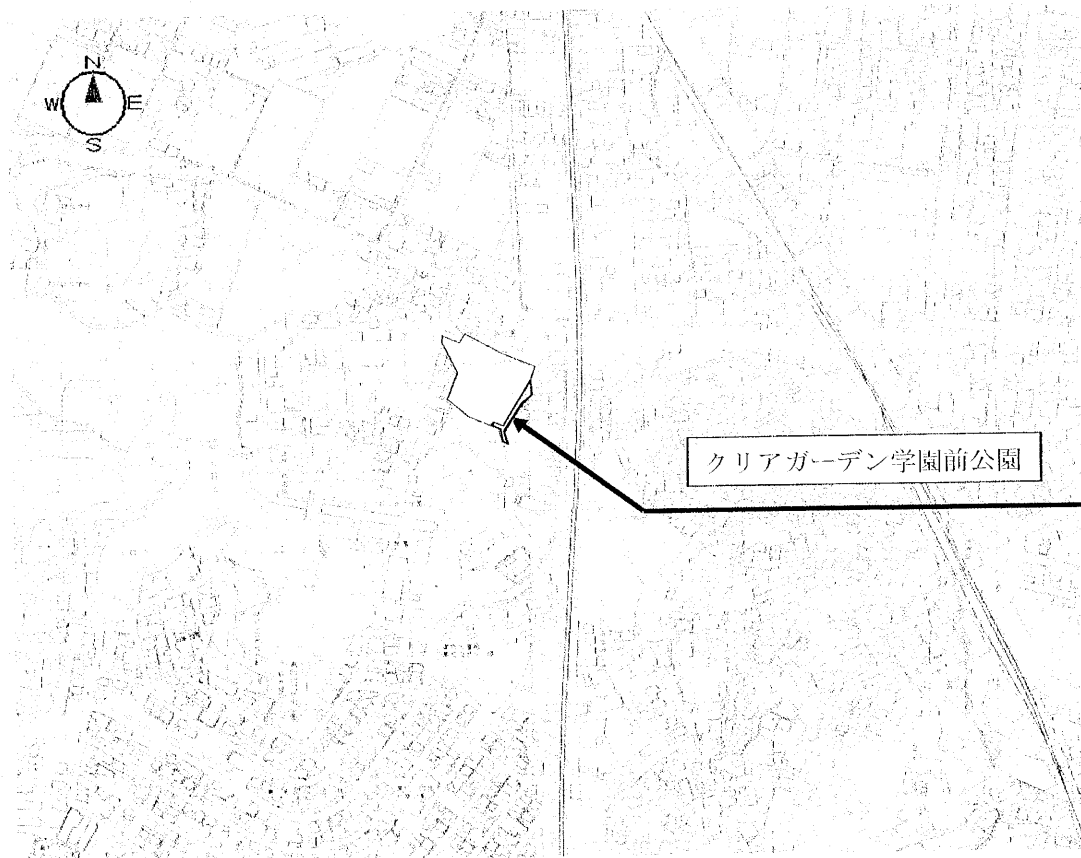
供用開始区域



グリーンハイツ 1 号公園

クリアガーデン学園前公園

供用開始区域



クリアガーデン学園前公園

津市公告第 38 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 22 年 3 月 10 日

津市長 松 田 直 久

津市公告第39号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成22年3月10日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成22年3月8日
2 抑留期間 平成22年3月15日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 安濃町浄土寺	雑種	茶白	メス	中	91日 以上	

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第40号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

平成22年3月15日

津市長 松田直久

記

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

422031504

公 告 日	平成22年3月15日		工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	平成21年度南河災補第13号 普通河川桑俣川災害復旧工事				
工事場所	津市 一志町波瀬		地内		
工事概要	コンクリートブロック工 46m ²				
工 期	契約締結の日から 平成22年6月7日 まで				
発注業種	土木一式				
参加資格 に関する 事 項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】久居	【地区】一志	【格付】D・C・B・A2・A1	
		【ブロック】久居	【地区】白山・美杉	【格付】D	
		【ブロック】	【地区】	【格付】	
	同種工事 実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者 ※		
		現場代理人	主任技術者と兼務可 ※		
	その他要件				
設計図書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 平成22年3月26日 まで			
	閲覧場所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所			
設計図書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 平成22年3月26日 まで			
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 Tel059-226-5214			
設計図書等 に関する 質 問	提出期限	平成22年3月18日 午後5時 まで			
	回 答 日	平成22年3月23日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提出期限	平成22年3月26日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 郵便事業(株)津支店 留 津市役所 調達契約課 宛			
開札日時 及び場所	平成22年3月31日 午前9時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予定価格	2,657,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	免除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※配置技術者については、2,500万円未満の本市発注の災害復旧工事に限り、1人の技術者が他の災害復旧工事と兼務できる件数を最大3件までとします。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

422031505

公 告 日	平成22年3月15日	工 事 担 当 課	津南工事事務所
工 事 名	平成21年度南道災補第15号 市道北家城瀬戸線災害復旧工事		
工 事 場 所	津市 白山町北家城	地内	
工 事 概 要	コンクリートブロック工 39m2		
工 期	契約締結の日から 平成22年6月4日 まで		
発 注 業 種	土木一式		
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般	
	所在地要件	市内本店	
	格付要件	あり	
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾞﾛｯｸ】久居	【地区】白山
		【ﾌﾞﾛｯｸ】久居	【地区】美杉
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】
	同 種 工 事 実 績 要 件		
	技 術 者 要 件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者 ※
		現場代理人	主任技術者と兼務可 ※
	その他要件		
設 計 図 書 の 関 覧	関 覧 期 間	本公告の日から 平成22年3月26日 まで	
	関 覧 場 所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所	
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成22年3月26日 まで	
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214	
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成22年3月18日 午後5時 まで	
	回 答 日	平成22年3月23日 ホームページにて回答	
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333	
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)	
	提 出 期 限	平成22年3月26日 必着	
	郵 送 先	〒514-8799 郵便事業(株)津支店 留 津市役所 調達契約課 宛	
開 札 日 時 及 び 場 所	平成22年3月31日 午前9時40分 津市役所(本庁舎)7階 入札室		
予 定 価 格	2,202,000 円 (税抜き)		
最低制限価格	有		
入札保証金	免除		
契約保証金	免除		
前 金 払	有		
部 分 払	無		
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※配置技術者については、2,500万円未満の本市発注の災害復旧工事に限り、1人の技術者が他の災害復旧工事と兼務できる件数を最大3件までとします。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事、担当課執行分を除く。		

事後審査型条件付一般競争入札

422031506

公 告 日	平成22年3月15日	工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	平成21年度南道災補第17号 市道南家城二俣福田山線災害復旧工事			
工事場所	津市 白山町二俣	地内		
工事概要	補助対象工事 市道南家城二俣福田山線(国災第459号) 表層 30m2 コンクリートブロック工 111m2 市単独工事 構造物取壊し工 16m3			
工 期	契約締結の日から 平成22年6月30日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】久居	【地区】白山	【格付】D・C・B・A2・A1
		【ブロック】久居	【地区】美杉	【格付】D
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者 ※	
		現場代理人	主任技術者と兼務可 ※	
その他要件				
設計図書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 平成22年3月26日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所		
設計図書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 平成22年3月26日 まで		
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214		
設計図書等 に関する 質 問	提出期限	平成22年3月18日 午後5時 まで		
	回 答 日	平成22年3月23日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	平成22年3月26日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 郵便事業(株)津支店 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時 及び場所	平成22年3月31日 午前9時50分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	5,922,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※配置技術者については、2,500万円未満の本市発注の災害復旧工事に限り、1人の技術者が他の災害復旧工事と兼務できる件数を最大3件までとします。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

422031507

公 告 日	平成22年3月15日	工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	平成21年度南河災補第7号 普通河川堂川原谷川災害復旧工事			
工事場所	津市 美杉町下之川	地内		
工事概要	コンクリートブロック工 21m2 羽口工 17m			
工 期	契約締結の日から 平成22年5月21日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】 久居	【地区】 美杉	【格付】 D・C・B・A2・A1
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者 ※	
		現場代理人	主任技術者と兼務可 ※	
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 平成22年3月26日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 平成22年3月26日 まで		
	販売店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214		
設計図書等に関する質問	提出期限	平成22年3月18日 午後5時 まで		
	回答日	平成22年3月23日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	平成22年3月26日 必着		
	郵送先	〒514-8799 郵便事業(株)津支店 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	平成22年3月31日 午前10時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	1,860,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	免除			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※配置技術者については、2,500万円未満の本市発注の災害復旧工事に限り、1人の技術者が他の災害復旧工事と兼務できる件数を最大3件までとします。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

422031508

公 告 日	平成22年3月15日	工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	平成21年度南道災補第22号 市道堂垣内大妻線災害復旧工事			
工事場所	津市 美杉町石名原	地内		
工事概要	コンクリートブロック工 51m2			
工 期	契約締結の日から 平成22年6月11日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】 久居	【地区】 美杉	【格付】 D・C・B・A2・A1
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者 ※	
		現場代理人	主任技術者と兼務可 ※	
	その他要件			
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 平成22年3月26日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 平成22年3月26日 まで		
	販売店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214		
設計図書等に関する質問	提出期限	平成22年3月18日 午後5時 まで		
	回答日	平成22年3月23日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	平成22年3月26日 必着		
	郵送先	〒514-8799 郵便事業(株)津支店 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	平成22年3月31日 午前10時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	3,581,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	免除			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※配置技術者については、2,500万円未満の本市発注の災害復旧工事に限り、1人の技術者が他の災害復旧工事と兼務できる件数を最大3件までとします。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

422031509

公 告 日	平成22年3月15日		工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	平成21年度南河災補第14号 普通河川谷山川災害復旧工事				
工事場所	津市 美杉町奥津		地内		
工事概要	補助対象工事 普通河川谷山川(国災第239号) コンクリートブロック工 31m ² かご工 24m		市単独工事 管渠工 11m		
工 期	契約締結の日から 平成22年5月31日 まで				
発注業種	土木一式				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】 久居	【地区】 美杉	【格付】 D・C・B・A2・A1	
		【ブロック】	【地区】	【格付】	
		【ブロック】	【地区】	【格付】	
	同種工事 実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者 ※		
		現場代理人	主任技術者と兼務可 ※		
その他要件					
設計図書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 平成22年3月26日 まで			
	閲覧場所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所			
設計図書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 平成22年3月26日 まで			
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214			
設計図書等 に関する 質 問	提出期限	平成22年3月18日 午後5時 まで			
	回 答 日	平成22年3月23日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提出期限	平成22年3月26日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 郵便事業(株)津支店 留 津市役所 調達契約課 宛			
開札日時 及び場所	平成22年3月31日 午前10時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予定価格	3,757,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	免除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※配置技術者については、2,500万円未満の本市発注の災害復旧工事に限り、1人の技術者が他の災害復旧工事と兼務できる件数を最大3件までとします。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

422031510

公 告 日	平成22年3月15日		工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	平成21年度南道災補第21号 市道比河1号線及び市道下太郎生八知線災害復旧工事				
工事場所	津市 美杉町八知		地内		
工事概要	市道比河1号線(国災第266号) コンクリートブロック工 13m2 法面吹付工 49m2		市道下太郎生八知線(国災第267号) コンクリートブロック工 43m2		
工 期	契約締結の日から 平成22年6月30日 まで				
発注業種	土木一式				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】久居	【地区】美杉	【格付】D・C・B・A2・A1	
		【ブロック】	【地区】	【格付】	
		【ブロック】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者 ※		
		現場代理人	主任技術者と兼務可 ※		
	その他要件				
設計図書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 平成22年3月26日 まで			
	閲覧場所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所			
設計図書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 平成22年3月26日 まで			
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214			
設計図書等 に関する 質 問	提出期限	平成22年3月18日 午後5時 まで			
	回 答 日	平成22年3月23日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提出期限	平成22年3月26日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 郵便事業(株)津支店 留 津市役所 調達契約課 宛			
開札日時 及び場所	平成22年3月31日 午前10時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予定価格	3,814,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	免除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※配置技術者については、2,500万円未満の本市発注の災害復旧工事に限り、1人の技術者が他の災害復旧工事と兼務できる件数を最大3件までとします。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

422031511

公 告 日	平成22年3月15日	工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	平成21年度南道災補第23号 市道ワラビ尾谷線災害復旧工事			
工 事 場 所	津市 美杉町奥津	地内		
工 事 概 要	補助対象工事 市単独工事 市道ワラビ尾谷線(国災第272号) コンクリートブロック工 25m2 コンクリートブロック工 44m2			
工 期	契約締結の日から 平成22年6月19日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】 久居	【地区】 美杉	【格付】 D・C・B・A2・A1
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者 ※	
現場代理人		主任技術者と兼務可 ※		
その他要件				
設計図書 の 関 覧	関 覧 期 間	本公告の日から 平成22年3月26日 まで		
	関 覧 場 所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所		
設計図書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成22年3月26日 まで		
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214		
設計図書等 に関する 質 問	提出期限	平成22年3月18日 午後5時 まで		
	回 答 日	平成22年3月23日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	平成22年3月26日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 郵便事業(株)津支店 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時 及び場所	平成22年3月31日 午前10時40分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	4,299,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	免除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※配置技術者については、2,500万円未満の本市発注の災害復旧工事に限り、1人の技術者が他の災害復旧工事と兼務できる件数を最大3件までとします。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

422031512

公 告 日	平成22年3月15日	工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	平成21年度南道災補第16号 市道不動ノ口上小川線災害復旧工事			
工事場所	津市 美杉町下之川	地内		
工事概要	現場打擁壁工 10m3 コンクリートブロック工 78m2			
工 期	契約締結の日から 平成22年6月30日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格 に関する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】 久居	【地区】 美杉	【格付】 D・C・B・A2・A1
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事 実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者 ※	
		現場代理人	主任技術者と兼務可 ※	
その他要件				
設計図書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 平成22年3月26日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所		
設計図書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 平成22年3月26日 まで		
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214		
設計図書等 に関する 質 問	提出期限	平成22年3月18日 午後5時 まで		
	回 答 日	平成22年3月23日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	平成22年3月26日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 郵便事業(株)津支店 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時 及び場所	平成22年3月31日 午前10時50分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	5,043,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※配置技術者については、2,500万円未満の本市発注の災害復旧工事に限り、1人の技術者が他の災害復旧工事と兼務できる件数を最大3件までとします。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

422031513

公 告 日	平成22年3月15日	工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	平成21年度南河災補第6号 準用河川上村川及び市道多気峠線ほか1線災害復旧工事			
工事場所	津市 美杉町下之川 地内			
工事概要	準用河川上村川(国災第226号) 市道多気峠線(国災第256号) コンクリートブロック工 16m2 表層 3m2 準用河川上村川(国災第250号) コンクリートブロック工 14m2 コンクリートブロック工 33m2 市道多気下之川線(国災第257号) コンクリートブロック工 33m2			
工 期	契約締結の日から 平成22年6月9日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】久居	【地区】美杉	【格付】D・C・B・A2・A1
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者 ※	
現場代理人		主任技術者と兼務可 ※		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 平成22年3月26日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 平成22年3月26日 まで		
	販売店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214		
設計図書等に関する質問	提出期限	平成22年3月18日 午後5時 まで		
	回答日	平成22年3月23日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	平成22年3月26日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 郵便事業(株)津支店 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	平成22年3月31日 午前11時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	5,723,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※配置技術者については、2,500万円未満の本市発注の災害復旧工事に限り、1人の技術者が他の災害復旧工事と兼務できる件数を最大3件までとします。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

422031514

公 告 日	平成22年3月15日	工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	平成21年度南道災補第19号 市道下太郎生八知線災害復旧工事			
工 事 場 所	津市 美杉町太郎生	地内		
工 事 概 要	市道下太郎生八知線(国災第483号) 市道下太郎生八知線(国災第484号) コンクリートブロック工 19m2 コンクリートブロック工 49m2			
工 期	契約締結の日から 平成22年6月30日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】 久居	【地区】 美杉	【格付】 D・C・B・A2・A1
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事 実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者 ※	
		現場代理人	主任技術者と兼務可 ※	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 平成22年3月26日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所		
設 計 図 書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 平成22年3月26日 まで		
	販売店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提出期限	平成22年3月18日 午後5時 まで		
	回答日	平成22年3月23日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	平成22年3月26日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 郵便事業(株)津支店 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成22年3月31日 午前11時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	5,884,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※配置技術者については、2,500万円未満の本市発注の災害復旧工事に限り、1人の技術者が他の災害復旧工事と兼務できる件数を最大3件までとします。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

422031515

公 告 日	平成22年3月15日		工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	平成21年度南道災補第18号 市道八知下之川線災害復旧工事				
工事場所	津市 美杉町下之川		地内		
工事概要	市道八知下之川線(国災第463号) 表層 35m2 コンクリートブロック工 44m2		市道八知下之川線(国災第486号) 表層 18m2 コンクリートブロック工 30m2		
工 期	契約締結の日から 平成22年7月7日 まで				
発注業種	土木一式				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】久居	【地区】美杉	【格付】D・C・B・A2・A1	
		【ブロック】	【地区】	【格付】	
		【ブロック】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者 ※		
現場代理人		主任技術者と兼務可 ※			
その他要件					
設計図書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 平成22年3月26日 まで			
	閲覧場所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所			
設計図書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 平成22年3月26日 まで			
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214			
設計図書等 に関する 質 問	提出期限	平成22年3月18日 午後5時 まで			
	回 答 日	平成22年3月23日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提出期限	平成22年3月26日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 郵便事業(株)津支店 留 津市役所 調達契約課 宛			
開札日時 及び場所	平成22年3月31日 午前11時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予定価格	6,137,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※配置技術者については、2,500万円未満の本市発注の災害復旧工事に限り、1人の技術者が他の災害復旧工事と兼務できる件数を最大3件までとします。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

422031516

公 告 日	平成22年3月15日	工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	平成21年度南道災補第24号 市道漆線災害復旧工事			
工事場所	津市 美杉町下多気	地内		
工事概要	補助対象工事 法面吹付工 354m2 落石防護柵工 一式 市単独工事 排水施設清掃工 23m			
工 期	契約締結の日から 平成22年6月25日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格 に関する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】 久居	【地区】 美杉	【格付】 D・C・B・A2・A1
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事 実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者 ※	
現場代理人		主任技術者と兼務可 ※		
その他要件				
設計図書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 平成22年3月26日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所		
設計図書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 平成22年3月26日 まで		
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214		
設計図書等 に関する 質 問	提出期限	平成22年3月18日 午後5時 まで		
	回 答 日	平成22年3月23日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	平成22年3月26日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 郵便事業(株)津支店 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時 及び場所	平成22年3月31日 午前11時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	6,287,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※配置技術者については、2,500万円未満の本市発注の災害復旧工事に限り、1人の技術者が他の災害復旧工事と兼務できる件数を最大3件までとします。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

422031517

公 告 日	平成22年3月15日		工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	平成21年度南河災補第12号 普通河川老ヶ野川災害復旧工事				
工事場所	津市 美杉町八知		地内		
工事概要	補助対象工事 普通河川老ヶ野川(国災第251号) コンクリートブロック工 24m2 普通河川老ヶ野川(国災第252号) コンクリートブロック工 77m2		市単独工事 ガードレール部材設置撤去工 4m		
工 期	契約締結の日から 平成22年6月28日 まで				
発注業種	土木一式				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】久居	【地区】美杉	【格付】D・C・B・A2・A1	
		【ブロック】	【地区】	【格付】	
		【ブロック】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者 ※		
		現場代理人	主任技術者と兼務可 ※		
その他要件					
設計図書 の 関 覧	関 覧 期 間	本公告の日から 平成22年3月26日 まで			
	関 覧 場 所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所			
設計図書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成22年3月26日 まで			
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214			
設計図書等 に関する 質 問	提 出 期 限	平成22年3月18日 午後5時 まで			
	回 答 日	平成22年3月23日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	平成22年3月26日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 郵便事業(株)津支店 留 津市役所 調達契約課 宛			
開札日時 及び場所	平成22年3月31日 午前11時40分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	7,358,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※配置技術者については、2,500万円未満の本市発注の災害復旧工事に限り、1人の技術者が他の災害復旧工事と兼務できる件数を最大3件までとします。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

422031518

公 告 日	平成22年3月15日	工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	平成21年度南河災補第8号 普通河川君ヶ野川災害復旧工事			
工事場所	津市 美杉町八手保	地内		
工事概要	普通河川君ヶ野川(国災第448号) 普通河川君ヶ野川(国災第451号) コンクリートブロック工 97m2 コンクリートブロック工 97m2			
工 期	契約締結の日から 平成22年5月31日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】 久居	【地区】 美杉	【格付】 D・C・B・A2・A1
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者 ※	
現場代理人		主任技術者と兼務可 ※		
その他要件				
設計図書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成22年3月26日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所		
設計図書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成22年3月26日 まで		
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214		
設計図書等 に関する 質 問	提 出 期 限	平成22年3月18日 午後5時 まで		
	回 答 日	平成22年3月23日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	平成22年3月26日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 郵便事業(株)津支店 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時 及び場所	平成22年3月31日 午前11時50分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	9,447,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※配置技術者については、2,500万円未満の本市発注の災害復旧工事に限り、1人の技術者が他の災害復旧工事と兼務できる件数を最大3件までとします。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事、担当課執行分を除く。			

津市水道局告示第1号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年水道事業管理規程第14号）第10条第1号の規定により告示する。

平成22年3月10日

津市水道事業管理者職務代理者 波多野 隆生

名 称	所 在 地	指定年月日
清水建設左官工業	鈴鹿市十宮二丁目4番16号	平成22年2月17日

津市水道局告示第2号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年水道事業管理規程第14号）第10条第1号の規定により告示する。

平成22年3月11日

津市水道事業管理者職務代理者 波多野 隆生

名 称	所 在 地	指定年月日
KⅡ設備	津市藤方1527番地6	平成22年2月25日

津市教育委員会告示第4号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成22年3月2日

津市教育委員会

委員長 中西 智子

- 1 招集の日時 平成22年3月3日（水）午前8時30分から
- 2 招集の場所 教育長室
- 3 会議の事件 教育長の任命について

津市教育委員会告示第5号

津市文化財保護条例（平成18年津市条例第245号）第5条第1項の規定により、津市指定有形文化財に指定するので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成22年3月2日

津市教育委員会委員長 中西 智子

種 別	有形文化財（絵画）
名 称	絹本著色 聖徳太子及び浄土高僧連坐像
員 数	1 幅
所在地	津市一志町小山 1370
所有者	青巖寺

津市選挙管理委員会告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数を次のとおり告示する。

平成22年3月2日

津市選挙管理委員会

委員長 大橋達郎

- | | | |
|---|---------|---------|
| 1 | 50分の1の数 | 4,619人 |
| 2 | 6分の1の数 | 38,486人 |
| 3 | 3分の1の数 | 76,971人 |

津市選挙管理委員会告示第34号

三重海区漁業調整委員会委員選挙における投票区（平成18年津市選挙管理委員会告示第10号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月2日

津市選挙管理委員会

委員長 大橋 達郎

表を次のように改める。

投票区	区域
第1投票区	第2投票区から第4投票区までの区域を除いた区域
第2投票区	白塚町、栗真小川町、栗真中山町、栗真町屋町
第3投票区	河芸町中別保、河芸町一色、河芸町影重、河芸町上野、河芸町東千里、河芸町西千里、河芸町久知野、河芸町中瀬、河芸町北黒田、河芸町南黒田、河芸町高佐、河芸町浜田、河芸町赤部、河芸町三行、河芸町千里ヶ丘、河芸町杜の街一丁目、河芸町杜の街二丁目
第4投票区	雲出本郷町、雲出長常町、雲出伊倉津町、雲出島貫町、雲出鋼管町、香良洲町

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の三重海区漁業調整委員会委員選挙における投票区の規定は、この告示の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用する。

津市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項、第4項及び第7項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

なお、当該報告の決定は、前津市監査委員岡部高樹、前津市監査委員田端隆登、前津市監査委員水谷友紀子、前津市監査委員山中利之の合議によるものである。

平成22年3月9日

津市監査委員	渡	邊	昇
津市監査委員	杉	谷	育生
津市監査委員	岡	幸	男
津市監査委員	駒	田	修一

記

第1 監査の対象部局等

1 地方自治法第199条第2項、第4項に基づく監査（以下「定期監査及び行政監査」という。）

定期監査及び行政監査の対象とした部局、学校等は、次のとおりである。

（1）部局（総合支所等を含む。）

- ア 久居総合支所（総務課（ポルタひさいふれあいセンター、栗葉出張所を含む。）、地域振興室、市民課、福祉課、生活課、産業環境課、建設維持課）
- イ 河芸総合支所（総務課、地域振興室、市民福祉課、産業環境課）
- ウ 芸濃総合支所（総務課（棕本財産区を含む。）、地域振興室、市民福祉課、産業環境課）
- エ 美里総合支所（総務課、地域振興室、市民福祉課、産業環境課）
- オ 安濃総合支所（総務課、地域振興室、市民福祉課、産業環境課）
- カ 香良洲総合支所（総務課、地域振興室、市民福祉課、産業環境課）
- キ 一志総合支所（総務課、地域振興室、市民福祉課、産業環境課）
- ク 白山総合支所（総務課、地域振興室、市民福祉課、産業環境課）
- ケ 美杉総合支所（総務課、地域振興室、市民福祉課、産業環境課）
- コ 三重短期大学

サ 競艇事業部

シ 消防本部及び消防署

ス 教育委員会事務局（教育総務課、学校教育課、教育研究支援課、人権教育課、生涯学習課、図書館（9館2室）、久居事務所、河芸事務所、芸濃事務所、美里事務所、安濃事務所、香良洲事務所、一志事務所、白山事務所、美杉事務所）

セ 監査事務局

ソ 議会事務局

（2）市立保育園

ア 立誠保育園

イ 高洲保育園

（3）市立学校・市立幼稚園

ア 市立学校（南立誠小学校、北立誠小学校、新町小学校、安東小学校、一身田小学校、栗真小学校、大里小学校、豊が丘小学校、誠之小学校、豊津小学校、上野小学校、明小学校、安濃小学校、明合小学校、橋北中学校、豊里中学校、久居中学校）

イ 市立幼稚園（南立誠幼稚園、北立誠幼稚園、新町幼稚園、安東幼稚園、大里幼稚園、豊津幼稚園、明幼稚園、安西・雲林院幼稚園、安濃幼稚園、明合幼稚園）

2 地方自治法第199条第7項に基づく監査（以下「財政援助団体等監査」という。）

財政援助団体等監査の対象とした団体、補助金等は、次のとおりである。

（1）財政援助団体の監査

市が補助金又は交付金を交付している次の団体、補助金等を対象とした。

ア 津市職員共済組合（補助金の名称：津市職員福利厚生事業補助金 所管部局：総務部人事課）

イ 津北商工会（補助金の名称：津商工会議所等事業補助金 所管部局：商工観光部商業労政振興課）

ウ 津地域水田農業推進協議会（交付金の名称：津市生産調整交付金 所管部局：農林水産部農林水産政策課）

エ 津市土地改良事業団体協議会（補助金の名称：津市土地改良事業団体協議会補助金 所管部局：農林水産部農林水産政策課、農業基盤整

備課)

オ サマーフェスティンひさい実行委員会 (補助金の名称: 地域観光振興事業補助金 所管部局: 久居総合支所地域振興室、産業環境課)

カ 久居地域水田農業推進協議会 (交付金の名称: 津市生産調整交付金 所管部局: 久居総合支所産業環境課)

キ 津市学校給食協会 (補助金の名称: 津市学校給食研究事業補助金、津市学校給食保存食事業補助金 所管部局: 教育委員会事務局学校教育課)

(2) 出資団体の監査

市が資本金の4分の1以上を出資している次の団体等を対象とした。

ア 津市土地開発公社 (所管部局: 政策財務部財産管理課)

イ (株)伊勢湾ヘリポート (所管部局: 都市計画部交通政策課)

第2 監査の対象年度及び事項

監査の対象年度及び事項は、次のとおりである。

1 定期監査及び行政監査

原則として平成21年度の財務及び事務の執行を対象とした。

なお、補助金等一部の財務及び事務の執行については、平成20年度も対象とした。

2 財政援助団体等監査

(1) 財政援助団体の監査

平成19年度から平成21年度までの監査対象補助金等に係る出納その他の事務の執行を対象とした。ただし、津市土地改良事業団体協議会は平成20年4月に設立されたことから、対象年度を平成20年度及び平成21年度とした。

(2) 出資団体の監査

平成19年度から平成21年度までの監査対象団体における出納その他の事務の執行を対象とした。

第3 監査の期間

監査の期間は、平成21年9月14日から平成22年2月3日までである。

第4 監査の方法

監査の方法は、監査の種別ごとに主に次の諸点に着眼し、監査対象部局等から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

1 定期監査及び行政監査

- (1) 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- (3) 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- (4) 財産の管理は、適正に行われているか。
- (5) 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- (6) 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

2 財政援助団体等監査

(1) 財政援助団体の監査

ア 財政援助団体関係

- (ア) 補助金等対象事業は、事業計画、補助金等の交付条件に従って実施されているか。
- (イ) 補助金等に係る会計処理及び精算は、適正に行われているか。
- (ウ) 関係諸帳簿及び支払証書は、適正に整備・記帳されているか。

イ 所管部局関係

- (ア) 補助金等充当経費の内容確認、交付条件の履行確認及び補助効果の検証は、適正に行われているか。
- (イ) 補助金等の額は、経済的に妥当なものとなっているか。

(2) 出資団体の監査

ア 出資団体関係

- (ア) 経営成績及び財政状態は良好か。
- (イ) 会計処理及び財産管理は、適正に行われているか。
- (ウ) 関係諸帳簿及び支払証書は、適正に整備・記帳されているか。

イ 所管部局関係

- (ア) 出資団体の経営成績等を十分に把握し、必要に応じて、出資者としての権利行使を適正に行っているか。

第5 監査の結果

監査の結果、監査対象部局等における財務及び事務の執行のうち、その

是正措置を講じることを求め、又は事務処理等の改善に向けた検討を求める事項については、次に記載するとおりである。極めて軽微な事項又はこれらの事項がない監査対象部局等については、特に記載していない。

なお、市長その他関係する執行機関は、当該監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、当該措置に係る報告書を提出されたい。

1 定期監査及び行政監査

(1) 部局（総合支所等を含む。）

ア 久居総合支所

(ア) 生活課

立成コミュニティセンターの使用料について、平成21年度の徴収状況を見たところ、ある使用者に関し、実際の使用日数から1日分を差し引いた日数分で使用料を徴収していた。これは、同じ使用者が平成20年度において使用を取り止めた1日分の使用料を還付するために、事実上相殺したようであるが、このような会計処理は、単年度会計や総計予算主義といった地方自治法上の原則に照らし、妥当を欠くものである。

また、使用を取り止めた場合に使用料を還付することができるのは「使用しようとする日の2日前までに使用許可の取消しを届け出たとき」（津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例第8条第2号）に限られるが、当該還付に関し、同条例施行規則第7条に定める使用許可取消届の提出を受けていなかったことから、還付すべき使用料に当たるか否かを確認することができなかった。

以上のことを指摘したところ、平成21年度に徴収していなかった1日分の使用料を徴収したことなどの報告があったが、公の施設の使用料の徴収に当たっては、財務会計法規をはじめ、当該施設の設置及び管理に関する条例等を遵守の上、適正に事務を執行されたい。

(イ) 産業環境課

a 七栗産業会館の指定管理について

当該指定管理者は、基本協定書の定めるところにより、防火管理者及び消防計画の届出をしていなかったことから、届出の徹底を指導されたい。

b 久居地区農政推進事業交付金について

地区農政推進事業交付金は、合併前の市町村の区域を1つの地区（旧津市の区域は3つの地区）として、当該地区の農業振興と農業経営安定の方策に係る協議などを行う地区農政推進協議会の事業経費に充てるために、農林水産部農林水産政策課が交付し、その会計処理等は各総合支所の産業環境課が担当している。

そこで、久居地区農政推進協議会の決算における剰余金の状況を見ると、平成19年度の決算では約61万5,000円、平成20年度の決算では約69万7,000円の剰余金が生じていたが、いずれも市に返還することなく翌年度に繰り越していた。

このような剰余金の繰越しは、公金の滞留に等しく、市の厳しい財政事情をはじめ、公金の取扱いの透明性が強く求められることにかんがみ、早急に見直すべきであり、農林水産政策課と協議の上、平成21年度の決算において生じた剰余金は市に返還するよう、所要の是正措置を講じられたい。

c 金庫内の保管現金について

同課が管理する手提げ金庫内の保管物を確認すると、釣銭現金以外に、出所不明の現金4,000円を保管していたことから、出所の調査及び是正を指導したところ、当該不明金は平成21年4月に実施した狂犬病予防集合注射の際に発生したものと思われ、同年10月7日に衛生雑入として収納したとの報告があったが、手数料等の収納事務に当たっては、不明金が発生しないよう、特に留意して事務を処理するとともに、不明金が生じたときは、速やかに調査の上、適正にこれを処理されたい。

イ 河芸総合支所

(ア) 総務課

金庫内の保管現金について、会計管理室から保管換えを受けた現金以外に、釣銭用として職員個人の現金を保管していたが、このような現金の保管は妥当ではないことから、これを是正されたい。

(イ) 産業環境課

河芸地区農政推進事業交付金について、河芸地区農政推進協議会の決算における剰余金の状況を見ると、平成19年度の決算では約16万5,000円、平成20年度の決算では約5万円の剰余金が

生じていたが、いずれも市に返還することなく翌年度に繰り越していた。

このような剰余金の繰越しは、公金の滞留に等しく、市の厳しい財政事情をはじめ、公金の取扱いの透明性が強く求められることにかんがみ、早急に見直すべきであり、農林水産政策課と協議の上、平成21年度の決算において生じた剰余金は市に返還するよう、所要の是正措置を講じられたい。

ウ 芸濃総合支所

(ア) 総務課

芸濃総合文化センター内アリーナ施設の使用料について、津市運動施設の設置及び管理に関する条例第6条（別表第7）は、昼間にアリーナの照明を使用した場合において、夜間の使用料を徴収すると定めているが、同課は当該規定と異なる内規を定め、当該夜間使用料を減額して徴収していた。このような条例の規定に反する使用料の徴収は適正でないことから、所要の是正措置を講じるとともに、公の施設の使用料の徴収に当たっては、当該施設の設置及び管理に関する条例を遵守の上、適正に事務を執行されたい。

(イ) 産業環境課

芸濃地区農政推進事業交付金について、芸濃地区農政推進協議会の決算における剰余金の状況を見ると、平成19年度の決算では約9万円、平成20年度の決算では約26万9,000円の剰余金が生じており、特に平成20年度においては、交付金の交付を受けたものの事業を実施しておらず、剰余金は大きく増加したが、いずれも市に返還することなく翌年度に繰り越していた。

このような剰余金の繰越しは、公金の滞留に等しく、市の厳しい財政事情をはじめ、公金の取扱いの透明性が強く求められることにかんがみ、早急に見直すべきであり、農林水産政策課と協議の上、平成21年度の決算において生じた剰余金は市に返還するよう、所要の是正措置を講じられたい。

また、交付金の会計処理について、現金出納簿を整備していなかったことから、早急に整備されたい。

エ 美里総合支所

(ア) 市民福祉課

美里高齢者生活福祉センターについて、同センターは全5室の入居施設があり、その管理業務を津市社会福祉協議会に委託し、毎年度約520万円の委託料を支払っている。平成21年度の委託料と光熱水費などの経費（平成21年8月末日現在）を合わせた1室当たりの維持管理経費は約117万円に及んでいるが、入居施設の平成19年度から平成21年度（8月末日現在）までの利用状況を見ると利用者数は非常に少なかった。

このような状況のほか、市内には軽費老人ホームなどの老人福祉施設があることも踏まえ、同センターの在り方について、所要の見直しを検討されたい。

(イ) 産業環境課

a 公有財産の権利登記について

旧美里村が昭和61年に購入した粃殻炭化施設用地は、売主の死亡を理由に所有権移転登記が未了となっているが、売主が所有権移転登記手続債務を履行しないまま死亡したときは、一般的に当該債務は相続人が承継しているものと解されることから、事実関係を調査の上、売主の相続人に当該債務の履行を求めるなど、所要の是正措置を講じられたい。

b 美里地区農政推進事業交付金について

(a) 交付金の使途について

美里地区農政推進協議会の平成20年度の決算の内容を見たところ、他団体の美里地区水田農業推進協議会の資金不足を補うために、交付金25万円を同協議会に一時的に貸し付けていた。

また、美里地区農政推進協議会の事業とは直接関係のない県営広域農道整備事業の計画変更に係る受益者同意印の徴取費として総額で約14万7,000円を支払っていた。

これらの支出は、交付金の趣旨を逸脱した妥当を欠くものであり、農林水産政策課と協議の上、交付金の使途の妥当性と美里地区における農政上の効果を十分に検証し、所要の是正措置を講じられたい。

(b) 剰余金の取扱いについて

美里地区農政推進協議会の決算における剰余金の状況を見る

と、平成19年度の決算では約32万6,000円、平成20年度の決算では約3万3,000円の剰余金が生じていたが、いずれも市に返還することなく翌年度に繰り越していた。

このような剰余金の繰越しは、公金の滞留に等しく、市の厳しい財政事情をはじめ、公金の取扱いの透明性が強く求められることにかんがみ、早急に見直すべきであり、農林水産政策課と協議の上、平成21年度の決算において生じた剰余金は市に返還するよう、所要の是正措置を講じられたい。

オ 安濃総合支所

(ア) 産業環境課

安濃地区農政推進事業交付金について、安濃地区農政推進協議会の決算における剰余金の状況を見ると、平成19年度の決算では約20万8,000円、平成20年度の決算では約33万5,000円の剰余金が生じていたが、いずれも市に返還することなく翌年度に繰り越していた。

このような剰余金の繰越しは、公金の滞留に等しく、市の厳しい財政事情をはじめ、公金の取扱いの透明性が強く求められることにかんがみ、早急に見直すべきであり、農林水産政策課と協議の上、平成21年度の決算において生じた剰余金は市に返還するよう、所要の是正措置を講じられたい。

カ 香良洲総合支所

(ア) 地域振興室

平成20年度の香良洲地域体育祭事業補助金について、事業遂行上必要があるとして交付決定額の全額(66万8,000円)を平成20年5月に概算払いしていたが、実績報告書を見たところ、諸経費の支払時期は事業実施月である同年10月以降であったことから、この間補助金が滞留したことになる。概算払いの要否を判断するに当たっては、事業の進捗状況を的確に把握し、補助金が滞留することのないよう、適正に事務を執行されたい。

(イ) 産業環境課

a 平成21年度の塵芥処理場管理及び塵芥運搬業務委託契約について

仕様書で定める運搬車両等に係る任意保険の加入について、同

課はその加入状況を確認していなかったことから、これを確認し、報告するよう指摘したところ、受託者は仕様より低い保険金額で任意保険に加入していたとして、その是正を指導した旨報告を受けたが、契約事務に当たっては、仕様書の内容を十分に把握し、適正に履行状況を確認されたい。

b 香良洲町老人クラブに対する業務委託について

同老人クラブは、平成20年度の香良洲墓園除草等管理業務委託契約の仕様書で定める実績報告書と完成写真を提出しておらず、また、同年度の公園除草等管理業務委託契約に係る委託業務実績報告書の「活動内容」欄に当該業務の履行状況を記載していなかったことを指摘したところ、同老人クラブにそれらの是正を指導した旨報告を受けたが、契約事務に当たっては、仕様書の内容を十分に把握し、適正に履行状況を確認されたい。

c 香良洲海水浴場監視等業務委託契約について

当該契約の締結事務は、商工観光部観光振興課が所管し、市は毎年度、香良洲町観光業協同組合と当該契約を締結しているが、産業環境課で保管する平成20年度の監視業務日誌を見たところ、平成20年7月16日と17日の両日は、同組合の監視員の病気を理由に業務が履行できず、同課の職員が監視員として従事していたことから、観光振興課と調整の上、再発防止策を講じるよう同組合に指導するなど、所要の是正措置を講じられたい。

d 香良洲地区農政推進事業交付金について

(a) 交付金の使途について

香良洲地区農政推進協議会の平成20年度の決算の内容を見たところ、同協議会の事業とは直接関係のない県営広域農道整備事業の計画変更に係る署名依頼通知に使用する郵便切手（80円切手300枚）の購入費を支出していたが、このような支出は、交付金の趣旨を逸脱した妥当を欠くものであり、農林水産政策課と協議の上、交付金の使途の妥当性と香良洲地区における農政上の効果を十分に検証し、所要の是正措置を講じられたい。

(b) 剰余金の取扱いについて

香良洲地区農政推進協議会の決算における剰余金の状況を

見ると、平成19年度の決算では約2万9,000円、平成20年度の決算では約4万2,000円の剰余金が生じていたが、いずれも市に返還することなく翌年度に繰り越していた。

このような剰余金の繰越しは、公金の滞留に等しく、市の厳しい財政事情をはじめ、公金の取扱いの透明性が強く求められることにかんがみ、早急に見直すべきであり、農林水産政策課と協議の上、平成21年度の決算において生じた剰余金は市に返還するよう、所要の是正措置を講じられたい。

キ 一志総合支所

(ア) 産業環境課

a 一志農村環境改善センターの使用許可手続について

同センターの使用許可申請書を見たところ、使用料を算定する上でも必要な記載事項である「使用する施設」や冷房又は暖房の「要・不要」を記載していないものが多数あったことから、使用許可手続に当たっては、当該使用許可申請書の記載事項の確認を徹底し、適正に事務を執行されたい。

b 一志地区農政推進事業交付金について

一志地区農政推進協議会の決算における剰余金の状況を見ると、平成19年度の決算では約38万1,000円、平成20年度の決算では約26万9,000円の剰余金が生じていたが、いずれも市に返還することなく翌年度に繰り越していた。

このような剰余金の繰越しは、公金の滞留に等しく、市の厳しい財政事情をはじめ、公金の取扱いの透明性が強く求められることにかんがみ、早急に見直すべきであり、農林水産政策課と協議の上、平成21年度の決算において生じた剰余金は市に返還するよう、所要の是正措置を講じられたい。

ク 白山総合支所

(ア) 地域振興室

平成20年度のふれ愛フェスタ事業補助金について、実績報告書等を見たところ、舞台看板・掲示板及びポスター・チラシの製作費、警備業務委託料等に当該補助金を充当していたが、事業主体であるふれ愛フェスタ実行委員会は、これら物品等の調達に当たって、見積合わせを行っていなかった。当該補助金額は550万円で平成

21年度も同額を交付しているが、同実行委員会に対し、できる限り見積合わせを行い、補助金額（充当経費）の節減に努めるよう指導されたい。

（イ）産業環境課

白山地区農政推進事業交付金について、白山地区農政推進協議会の決算における剰余金の状況を見ると、平成19年度及び平成20年度の決算でそれぞれ約48万円の剰余金が生じていたが、いずれも市に返還することなく翌年度に繰り越していた。

このような剰余金の繰越しは、公金の滞留に等しく、市の厳しい財政事情をはじめ、公金の取扱いの透明性が強く求められることにかんがみ、早急に見直すべきであり、農林水産政策課と協議の上、平成21年度の決算において生じた剰余金は市に返還するよう、所要の是正措置を講じられたい。

ケ 美杉総合支所

（ア）産業環境課

美杉地区農政推進事業交付金について、美杉地区農政推進協議会の決算における剰余金の状況を見ると、平成19年度の決算では約57万3,000円、平成20年度の決算では約72万7,000円の剰余金が生じていたが、いずれも市に返還することなく翌年度に繰り越していた。

このような剰余金の繰越しは、公金の滞留に等しく、市の厳しい財政事情をはじめ、公金の取扱いの透明性が強く求められることにかんがみ、早急に見直すべきであり、農林水産政策課と協議の上、平成21年度の決算において生じた剰余金は市に返還するよう、所要の是正措置を講じられたい。

コ 教育委員会事務局

（ア）生涯学習課

平成20年度の津市婦人会連絡協議会事業補助金について、実績報告書を見たところ、補助金額（237万7,000円）の72パーセント以上に当たる約173万円を同協議会の4支部に交付する支部活動事業費（総額183万円）に充当していたが、4支部の活動事業費において最終的に当該補助金を充当した経費の内容が明らかでなく、同課はその内容を確認していなかった。

当該支部活動事業費は、その財源のほとんどが市の補助金であり、かつ、同協議会への補助金の交付の目的に従って4支部に交付するものであると解されることから、4支部の活動事業費が当該補助金の交付の目的に従って使用されたか否かを確認の上、同協議会への補助の適否を審査すべきある。

そこで、同協議会への補助の適否を審査するに当たっては、4支部の活動事業費において最終的に当該補助金を充当した経費をも具体的に把握するよう、所要の是正措置を講じられたい。

(イ) 図書館

河芸図書館における郵便切手の保有残高について、切手受払簿を見たところ、1万1,970円相当を保有（平成21年9月末日現在）しているが、平成20年度以降において全く使用していなかったことから、教育委員会事務局内で調整の上、適正な保有残高となるよう是正されたい。

(ウ) 白山事務所

白山元取プールに係る行政財産使用料について、同事務所は平成21年度から同プールを所管しているが、その敷地内に設置される電力会社の支線柱に係る行政財産使用料を徴収していなかった。これは、平成20年度まで同プールを所管していた白山総合支所総務課との引継ぎが十分でなかったことが原因であり、速やかに所要の是正措置を講じるとともに、公有財産の管理に当たっては、その重要性を十分に認識の上、適正にこれを管理されたい。

(2) 市立保育園

ア 立誠保育園

(ア) 保育所入所負担金の滞納について

保育所入所負担金の滞納（平成21年9月末日現在）は、25件で約71万円であり、既に在園していない者の滞納がほとんどであるが、卒園又は退園後においては債権回収が一層困難になるため、在園時において履行遅滞が生じたときは、速やかに納付指導に着手し、計画的に債権回収を図るべく、こども家庭課とともに組織的な未収金対策の強化に取り組まされたい。

(イ) 遊戯室の緞帳及び暗幕取替修繕について

当該修繕は、津市契約規則第9条第6号に基づく随意契約（予定

価格が50万円以内のもの)の方法で、2者の見積合わせにより執行していたが、予定価格を定めていなかった。

当該見積合わせの結果を見ると、決定価格は49万5,600円で、第2位の価格は50万円を超えていたが、本来、予定価格を定めた上、契約方法を検討すべきであり、契約事務に当たっては、手順を踏まえて適正に執行されたい。

イ 高洲保育園

保育所入所負担金の滞納(平成21年9月末日現在)は、132件で1,000万円を超え、既に在園していない者の滞納が多いが、卒園又は退園後においては債権回収が一層困難になるため、在園時において履行遅滞が生じたときは、速やかに納付指導に着手し、計画的に債権回収を図るべく、こども家庭課とともに組織的な未収金対策の強化に取り組まれない。

(3) 市立学校

ア 北立誠小学校

劇物の管理状況について、一部劇物を専用保管庫以外で保管していたことから、劇物専用保管庫で保管されたい。

イ 豊が丘小学校

劇物の管理状況について、一部容器に劇物の名称を表示していなかったことから、これを表示されたい。

ウ 誠之小学校

(ア) 劇物の管理状況について

保管庫に劇物表示をしておらず、また、一部容器に劇物の名称を表示していなかったことから、これらを表示されたい。

(イ) 給食費の滞納について

平成20年度以前の給食費の滞納(平成21年8月末日現在)は、2件で約3万8,000円であるが、給食費に係る債権は2年の短期消滅時効であると解されることから、早期に有効な対策を講じられたい。

エ 豊津小学校

給食費の滞納について、平成20年度以前の給食費の滞納(平成21年8月末日現在)は、2件で約2万9,000円であるが、給食費に係る債権は2年の短期消滅時効であると解されることから、早期

に有効な対策を講じられたい。

オ 上野小学校

(ア) 劇物の管理状況について

保管庫の外扉に劇物表示をしていなかったことから、これを表示されたい。

(イ) 郵便切手の受入れ及び保有残高について

平成21年度に教育委員会事務局河芸事務所から郵便切手を受け入れているが、その中には受入れ前から年間使用見込数を著しく上回って保有し、新たに受け入れる必要のない郵便切手があったことから、教育委員会事務局と調整の上、適正な保有残高となるよう是正されたい。

カ 安濃小学校

毒物・劇物の管理状況について、容器の転倒防止措置を講じていなかったことから、当該措置を講じられたい。

キ 明合小学校

劇物の管理状況について、管理記録簿の記載内容が不明確であったことから、その様式を見直すなど、所要の是正措置を講じられたい。

ク 久居中学校

劇物の管理状況について、一部容器に劇物表示をしておらず、また、年1回実施するたな卸の記録がなかったことから、所要の是正措置を講じられたい。

2 財政援助団体等監査

(1) 財政援助団体の監査

ア 津市職員共済組合

補助金の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

(ア) 補助金の概要(注1)

補助金の名称	津市職員福利厚生事業補助金	
交付目的	地方公務員法第42条に基づき、市の職員の福利厚生 の増進を図る。	
補助率(注2)	44.5%	
補助対象経費	福利厚生事業及び事務局の運営に係る経費	
補助金額	平成19年度	28,406,887円(確定額)
	平成20年度	22,832,059円(確定額)

	平成 2 1 年度	2 9, 1 2 9, 0 0 0 円 (決定額)
--	-----------	---------------------------

(注 1) 補助金の概要は、所管部局が作成した資料を参考にまとめたものであり、
以下財政援助団体の補助金の概要及び交付金の概要において同じ。

(注 2) 補助率は、補助対象経費に占める市補助金額（確定額又は決定額）の割合の 3 年度の平均であり、以下津市土地改良事業団体協議会を除く財政援助団体の補助率において同じ。

(イ) 指摘事項

認定クラブ助成金について、同組合が認定した文化・体育活動を行う組合員によるクラブの活動費を助成するために交付するものであるが、各クラブが提出した実績報告書を見ると、活動費が助成金額を下回るものや、助成金の交付を受けたにもかかわらず実質的な活動をしていないクラブがあったことから、これらのクラブに対しては、活動費に充当しなかった助成金相当額の返還を求めるなど、所要の是正措置を講じられたい。

イ 津地域水田農業推進協議会

交付金の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

(ア) 交付金の概要

交付金の名称	津市生産調整交付金	
交付目的	津地域の水田農業における米の生産調整の円滑な推進により生産数量目標の達成を図る。	
交付対象経費	米の生産調整、麦・大豆等の産地づくり交付金の助成、調査、事務等の経費	
交付額	平成 1 9 年度	1 3, 6 3 0, 0 0 0 円
	平成 2 0 年度	1 3, 6 3 0, 0 0 0 円
	平成 2 1 年度	1 3, 6 3 0, 0 0 0 円

(イ) 指摘事項

a 会計帳簿等の整備について

同協議会は、交付金会計に係る総勘定元帳などの会計帳簿及び会計伝票を整備しておらず、交付金使途報告書の内容の正確性を確認し難いものであった。

特に平成 1 9 年度の交付金会計については、当該事業年度終了後に助成した産地づくり交付金及び返還を受けた産地づくり交付金が、それぞれ平成 1 9 年度の交付金使途報告書における支出

額及び収入額に含まれると説明があったものの、同協議会の平成19年度決算に係る貸借対照表の流動負債（未払金）及び流動資産（未収金）に計上していないといった矛盾があり、当該交付金使途報告書の内容の正確性を確認することは困難であった。

同協議会の会計処理規程では、会計ごとに会計帳簿等を備え、金銭出納を明確にしなければならないと定めていることから、会計帳簿等を整備の上、適正に記帳し、交付金に係る予算執行の透明性を確保するよう、所要の是正措置を講じられたい。

b 生産調整事業に係る業務委託について

同協議会は、14の地区水田農業構造改革推進協議会に生産調整事業に係る業務を委託しており、委託料の総額は約230万円で、平成20年度はその全額に交付金を充てている。

当該委託料は「均等割額」及び「生産調整配分面積割額」のほか、一部の地区を除き生産調整の実施状況の確認に係る「人数割額」を加算し算定しているが、実績報告書を見ると当該確認業務の実施件数及び結果の報告がなく、その履行状況は明らかでない。

また、関係職員の説明によると、当該委託業務には、産地づくり交付金に関する資料を各農業者に配付する業務が含まれるとしているが、実績報告書に配付件数の報告はなく、配付業務を委託するのであれば「均等割額」や「生産調整配分面積割額」による委託料の算定は合理性を欠くおそれが懸念される。

以上のことなどを踏まえ、当該業務委託の在り方について抜本的に見直すなど、所要の是正措置を講じられたい。

ウ 津市土地改良事業団体協議会

補助金の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

(ア) 補助金の概要

補助金の名称	津市土地改良事業団体協議会補助金	
交付目的	土地改良事業に係る施設の効率的な維持管理を図るとともに、創造的な地域づくりに寄与する。	
補助率（注）	50.0%	
補助対象経費	土地改良事業に係る研修、景観形成事業等に係る経費	
補助金額	平成19年度	—
	平成20年度	2,525,275円（確定額）

	平成 21 年度	2, 680, 000 円 (決定額)
--	----------	---------------------

(注) 平成 20 年度及び平成 21 年度の補助率の平均である。

(イ) 指摘事項

補助金に係る会計処理について、収入伺及び支出命令書を整備・記帳しているものの、現金出納簿等の会計諸帳簿を整備しておらず、補助金に係る収支の状況が明瞭とは言えなかったことから、会計諸帳簿を整備の上、適正に記帳し、補助金に係る収支の状況が明瞭になるよう、所要の是正措置を講じられたい。

エ サマーフェスタインひさい実行委員会

補助金の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

(ア) 補助金の概要

補 助 金 の 名 称	地域観光振興事業補助金	
交 付 目 的	久居地域の観光に携わるものらが創意工夫を生かし、当該地域の特性に応じた事業の促進を図ることにより、観光の振興に寄与する。	
補 助 率	69.2%	
補 助 対 象 経 費	「サマーフェスタインひさい」の実施に係る会場設営費、花火打上げ費等の経費	
補 助 金 額	平成 19 年度	10,000,000 円 (確定額)
	平成 20 年度	10,000,000 円 (確定額)
	平成 21 年度	10,000,000 円 (確定額)

(イ) 指摘事項

補助効果の検証について、当該補助金は毎年度 1,000 万円を交付しており、産業環境課は、経済的効果など補助金額に見合う効果があると説明しているが、同課及び同実行委員会は具体的な指標や手法に基づいて補助効果を測定していない。

補助金は税金等の貴重な財源で賄われていることから、補助効果を十分に検証しないまま、漫然と補助金の交付を継続することは問題であり、補助の必要性について、久居地域に限らない市民の十分な理解を得るための客観的な検証が常に求められる。

そこで、津市観光協会など関係団体等の協力を得るなどして、補助効果の客観的な検証方法を検討されたい。

オ 久居地域水田農業推進協議会

交付金の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

(ア) 交付金の概要

交付金の名称	津市生産調整交付金	
交付目的	久居地域の水田農業における米の生産調整の円滑な推進により生産数量目標の達成を図る。	
交付対象経費	米の生産調整、麦・大豆等の産地づくり交付金の助成、調査、事務等の経費	
交付額	平成19年度	11,310,000円
	平成20年度	11,310,000円
	平成21年度	11,310,000円

(イ) 指摘事項

a 会計帳簿等の整備について

同協議会は、交付金会計に係る総勘定元帳などの会計帳簿及び会計伝票を整備しておらず、交付金使途報告書の内容の正確性を確認し難いものであった。

同協議会の会計処理規程では、会計ごとに会計帳簿等を備え、金銭出納を明確にしなければならないと定めていることから、会計帳簿等を整備の上、適正に記帳し、交付金に係る予算執行の透明性を確保するよう、所要の是正措置を講じられたい。

b 産地づくり交付金に係る証憑の保存について

産地づくり交付金は、各農業者の生産調整に係る作物作付けの実施面積に一定の単価を乗じたものが助成額となり、当該実施面積は同協議会事務局の職員らが現地を確認し、その結果を「需給調整現地確認野帳」（以下「確認野帳」という。）に記録した上、助成額を算定しているが、平成19年度の交付金会計において産地づくり交付金を助成した1人の農業者について、実施面積約5,000平方メートル分（助成額に換算して約2万円相当）の確認野帳が見当たらなかった。

確認野帳は産地づくり交付金の助成額の正当性を立証する書類であることから、同協議会の会計処理規程に定める証憑の保存期間中、適正に保存するよう、所要の是正措置を講じられたい。

カ 津市学校給食協会

補助金の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

(ア) 補助金の概要

補助金の名称	①津市学校給食研究事業補助金 ②津市学校給食保存食事業補助金	
交付目的	①学校給食の充実と給食運営の円滑化を図る。 ②給食材料及び調理済食品の保存により学校給食の事故発生時における原因究明と対応を図る。	
補助率	100%	
補助対象経費	①同協会の運営に係る人件費、事務局費 ②各学校・給食センターにおける保存用の給食材料及び調理済食品に係る経費を補助するための経費	
補助金額(注)	平成19年度	①5,641,417円(確定額)
		②5,338,324円(確定額)
	平成20年度	10,980,755円(確定額)
	平成21年度	10,921,568円(決定額)

(注) 平成19年度の②津市学校給食保存食事業補助金は、平成20年度から津市学校給食研究事業補助金に統合された。

(イ) 指摘事項

補助金に係る会計処理について、平成20年度の実績報告書における支出科目ごとの支出額と、これに対応する支払証書類の支出額を照合したところ、一部の支出科目について金額が一致しなかった。これは会計処理に当たって支出科目誤りがあったことが原因であるが、このほかにも平成20年度の財政援助団体監査結果報告を受けて整備された会計諸帳簿は明瞭性を欠き、支払証書類との照合が容易ではなかった。

補助対象経費の全額が市の補助金で賄われていることを踏まえ、会計諸帳簿の記帳方法などを見直し、その収支の状況が明瞭となるよう、所要の是正措置を講じられたい。

(2) 出資団体の監査

ア 津市土地開発公社

同公社の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

(ア) 同公社の概要(注)

資本金	10,000,000円	
市の出資の状況	出資額	10,000,000円

	出 資 比 率	100%
主 な 業 務 の 内 容	公共用地等の取得、管理及び処分、土地造成事業に係る工事、用地の処分・賃貸等	
財 務 の 状 況	資 産	9,486,852,855円
	負 債	8,222,363,431円
	資 本 金	10,000,000円
	本 準 備 金	1,254,489,424円
	負債・資本合計	9,486,852,855円
損 益 の 状 況	事 業 利 益	73,275,566円
	経 常 利 益	54,769,875円
	当 期 純 利 益	54,769,875円

(注) 同公社の概要は、平成20年度決算書を参考にまとめたものである。

(イ) 指摘事項

a 支払利息の取得原価への算入について

中勢北部サイエンスシティ第1期事業用地として造成が完成し、販売可能な状態にある土地について、本来であれば津市土地開発公社会計規程第17条第2項に定める勘定科目の「完成土地等」に区分しなければならないが、「開発中土地」に区分している土地が見られた。

そのため、販売可能な状態となった以後においても、当該土地の取得・造成のために要した借入金に対する支払利息（以下「支払利息」という。）をその取得原価に算入しているが、同規程第63条第3項は「完成土地等」に区分されたときは、その後の支払利息を取得原価に含めないものと規定している。

そこで、販売可能な状態にある土地については、「完成土地等」に区分し、支払利息は取得原価に算入することなく、その発生した事業年度の費用として処理するよう、所要の是正措置を講じられたい。

b 資金運用について

短期借入金は、各事業年度を平均すると、92億円を超える資金を調達しており、その支払利息は年間約1億円に及んでいるが、資産の運用状況を見ると、決済用普通預金には恒常的に5億円程度の資金があることから、綿密な資金収支計画の下、短期借

入金の縮減を図りたい。

津市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

なお、当該報告の決定は、前津市監査委員岡部高樹、前津市監査委員田端隆登、前津市監査委員水谷友紀子、前津市監査委員山中利之の合議によるものである。

平成22年3月9日

津市監査委員	渡	邊	昇
津市監査委員	杉	谷	育生
津市監査委員	岡		幸男
津市監査委員	駒	田	修一

記

第1 監査の対象

監査の対象は、平成21年度に施工中の次の工事である。

なお、各工事の概要は、別紙1から別紙3までに示すとおりである。

- 1 平成21年度北水振補第1号 白塚漁港南防波堤延伸工事（工事場所：津市白塚町地先 所管部局：建設部津北工事事務所、農林水産部水産振興室）
- 2 平成21年度下建都補第1号 栗真町屋都市下水路（第二雨水幹線）築造工事（工事場所：津市栗真町屋町地内 所管部局：下水道部下水道建設課）
- 3 平成21年度簡水第1号 下之川簡易水道配水管布設工事（その1）（工事場所：津市美杉町下之川地内 所管部局：水道局工務課）

第2 監査の期間

監査の期間は、平成21年10月14日から平成22年2月3日までである。

第3 監査の方法

監査の方法は、主に次の諸点に着眼し、所管部局から提出を受けた監査

資料のほか、設計方針、積算、契約、施工計画、施工管理、出来形等の関係書類を調査するとともに、現地における工事技術の調査を実施し、所管部局及び工事請負業者の職員に説明を求めた。

なお、工事技術の調査については、協同組合総合技術士連合（大阪市北区）に業務を委託し、その調査業務報告書を参考とした。

- 1 仕様書、図面及び設計図書は、適切に作成されているか。
- 2 工期の設定は、適切に行われているか。
- 3 積算に係る数量及び金額は、正確で、算出根拠は、明確となっているか。
- 4 工事施工計画は、適切に作成され、工程管理は、適切に行われているか。
- 5 工事は、設計図書に従い過不足なく施工されているか。
- 6 各種検査、材料試験等は、適切に行われ、記録は整備されているか。
- 7 現場の安全管理及び現場周辺への工事災害防止対策は、適切に行われているか。

第4 監査の結果

監査の対象とした各工事は、いずれも適切に施工されており、特に問題となる点はなく良好であると判断した。

なお、監査に当たって参考とした工事技術の調査業務報告書の主な項目における報告の概要は、次のとおりである。

1 平成21年度北水振補第1号 白塚漁港南防波堤延伸工事

(1) 工事着手前における技術調査の主な項目

ア 工事計画

当該工事の全体計画は、平成19年度から平成23年度までを事業年度とし、南防波堤（延長50メートル）を築造するものである。

イ 設計

実施設計は、平成19年度水振補第1-2号 白塚漁港南防波堤設計業務委託報告書による。防波堤構造物の安定検討では、土質調査報告書から土質強度定数を算出・推定して、地盤支持力、圧密沈下、沿岸流の検討を行っており、地盤条件、海象条件に安定できる防波堤の検討であった。

防波堤の延長は、工費、漁船台数から比較検討して採用しており、設計内容は全体的に良好であった。

ウ 積算

積算は、三重県の漁港漁場関係工事積算基準の運用（平成20年7月）に準拠しており、コンクリート打設歩掛の適用については、漁港漁場関係工事標準歩掛によるものであった。数量計算については、設計者（設計業務委託業者）とは別に市の担当者が検算しており、主要工種について問題となる点は見当たらず、積算は全体として適切な積算方法及び内容であると判断した。

（2）工事着手後における技術調査の主な項目

ア 施工計画書

施工計画書には各工事の施工計画書が整理され、必要事項を項目別に記述しており、その内容は適切であった。

施工体制台帳、施工体系図、下請負通知書、工程表等の内容は適切なものであった。

基礎捨石工、本体ブロック製作工、本体ブロック据付工、被覆石工、被覆ブロック工（据付）、上部コンクリート工、消波ブロック工（据付）、撤去工の各工事の施工計画の内容は適切であると判断できた。

イ 施工管理

品質管理（鉄筋ミルシート、生コン材料試験等）、工事記録（日報）、工事写真、納品伝票等の整理状況は良いと判断した。

ウ 施工状況

工事写真における施工状況、工事現場における出来栄はいずれも良好で、コンクリート打設面及び本体ブロックに沈下現象やふぞろいのところはなかった。

エ 工程

計画出来高33パーセント、実施出来高31パーセント程度で、目視の限りにおいて設計図書及び施工計画に従って施工されており、工期内に完成が見込まれるものであった。

2 平成21年度下建都補第1号 栗真町屋都市下水路（第二雨水幹線）築造工事

（1）工事着手前における技術調査の主な項目

ア 工事計画

当該工事の全体計画は、平成9年度から平成22年度までを事業年度とし、津市北部の栗真町屋町地内の約144ヘクタールを集水区域

として、管路延長 1,675メートル（内径 1,650ミリメートル～3,000ミリメートル）の都市下水路を築造するものである。

イ 設計

平成20年度下建都補第1-1号 栗真町屋都市下水路（第二雨水幹線）実施設計（詳細）業務委託（津市栗真町屋町地内）報告書及び耐震設計報告書の設計は、極めて詳細に行っており、適切かつ妥当な内容であると判断した。

準拠指針とした設計図書は、土木構造物設計ガイドライン（全日本建設技術協会）、下水道施設の耐震対策指針と解説2006年版（日本下水道協会）などである。

管渠布設工法（延長334メートル）の選定においては、地盤改良を含む工法比較をし、施工性、安全性、経済性で有利な泥水式推進工法アルティミット工法（泥水式：HP1スパン）を採用するなど、工法検討は詳細かつ綿密に行っており、採用工法は信頼性の高い工法であると評価できるもので、設計内容は全体的に良好であった。

ウ 積算

積算価格について、三重県の積算基準（計画・設計編）（平成19年11月）によるもので、数量計算については、設計者（設計業務委託業者）とは別に市の担当者が検算しており、主要工種について問題となる点は見当たらず、積算は全体として適切な積算方法及び内容であると判断した。

（2）工事着手後における技術調査の主な項目

ア 施工計画書

施工計画書は、三重県公共工事共通仕様書第1編1-1-5に基づき提出されており、各工事の施工計画書が整理され、必要事項を項目別に記述していたので、その内容は適切であった。

残土処理計画の整理内容は良く、施工体制台帳、施工体系図、下請負通知書、工程表等の内容は適切なものであった。

イ 施工管理

品質管理（推進管、鉄筋ミルシート、生コン材料試験等）、工事記録（日報）、工事写真、納品伝票等の整理状況は良いと判断した。

ウ 施工状況

工事写真における施工状況、工事現場における出来栄はいずれも

良好で、土留工全体は安定した状態であった。

エ 工程

計画出来高 80 パーセント、実施出来高 81 パーセント程度で、目視の限りにおいて設計図書及び施工計画に従って施工されており、工期内に完成が見込まれるものであった。

3 平成 21 年度簡水第 1 号 下之川簡易水道配水管布設工事（その 1）

（1）工事着手前における技術調査の主な項目

ア 工事計画

当該工事の全体計画は、平成 19 年度から平成 23 年度までを事業年度とし、集水井、導水管（2, 466 メートル）、浄水棟、膜ろ過設備、配水池（有効容量 170 立方メートル）、配水管（16, 829 メートル）、中央監視装置を築造するものである。

計画給水人口は 560 人、計画給水量は 1 人 1 日最大給水量 329 リットル、1 日最大給水量は 184 立方メートルである。

イ 設計

設計図書は、三重県公共工事共通仕様書（平成 21 年 7 月）、水道施設設計指針 2000 年版（日本水道協会）で、県道に埋設する上水道管の設計では、水道管は耐震管を採用するなど、設計内容は全体的に良好であった。

ウ 積算

積算価格について、三重県設計単価表（平成 21 年 3 月）、建設物価（平成 20 年 6 月）などから採用し、水道工事用材料単価は 6 者から見積書を徴取し、採用単価を設定していた。数量計算については、設計者（設計業務委託業者）とは別に市の担当者が検算しており、主要工種について問題となる点は見当たらず、積算は全体として適切な積算方法及び内容であると判断した。

（2）工事着手後における技術調査の主な項目

ア 施工計画書

施工計画書には各工事の施工計画書が整理され、必要事項を項目別に記述しており、その内容は適切であった。

産業廃棄物処理計画、残土処理計画の整理内容は良く、施工体制台帳、施工体系図、下請負通知書、工程表等の内容は適切なものであった。

イ 施工管理

品質管理、工事記録（日報）、工事写真等の整理状況は良く、出来形については、施工計画書・共通仕様書などに基づき管理しており、良いと判断した。

ウ 施工状況

工事写真における掘削、床付、配管、保護砂、埋戻、転圧などの施工状況は良好で、工事現場における出来栄は良好であった。

エ 工程

計画出来高 23 パーセント、実施出来高 35 パーセント程度で、目視の限りにおいて設計図書及び施工計画に従って施工されており、工期限内に完成が見込まれるものであった。

工 事 の 概 要

工 事 名	平成 2 1 年度北水振補第 1 号 白塚漁港南防波堤延伸工事
所 管 部 局	建設部津北工事事務所、農林水産部水産振興室
工 事 場 所	津市白塚町地先
請 負 業 者	株式会社 土生組
契 約 方 法	一般競争入札（工事实績要件型）
契 約 金 額	4 0 , 3 0 5 , 3 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）
工 期	平成 2 1 年 7 月 1 7 日から平成 2 2 年 1 月 2 9 日まで
工 事 内 容	・ 基礎捨石工 V（体積）＝ 755 m³ ・ 本体ブロック製作工 11 個 ・ 本体ブロック据付工 24 個 ・ 被覆石工 V（体積）＝ 108 m³ ・ 被覆ブロック工（据付） 60 個 ・ 上部コンクリート工 V（体積）＝ 199 m³ ・ 消波ブロック工（据付） 226 個 ・ 撤去工 66 個

工 事 の 概 要

工 事 名	平成 2 1 年度下建都補第 1 号 栗真町屋都市下水路(第二雨水幹線) 築造工事
所 管 部 局	下水道部下水道建設課
工 事 場 所	津市栗真町屋町地内
請 負 業 者	株式会社 奥村組三重営業所
契 約 方 法	条件付一般競争入札
契 約 金 額	3 2 4, 7 5 5, 5 5 0 円 (消費税及び地方消費税を含む。)
工 期	平成 2 1 年 6 月 2 2 日から平成 2 2 年 2 月 2 6 日まで
工 事 内 容	・推進工 (泥水) 鉄筋コンクリート管 (内径 2,600 mm) L (延長) = 320m ・推進工 (刃口) 鉄筋コンクリート管 (内径 2,600 mm) L (同) = 2m

工 事 の 概 要

工 事 名	平成 2 1 年度簡水第 1 号 下之川簡易水道配水管布設工事(その 1)		
所 管 部 局	水道局工務課		
工 事 場 所	津市美杉町下之川地内		
請 負 業 者	株式会社 広山建設		
契 約 方 法	一般競争入札		
契 約 金 額	7 3, 7 6 2, 5 0 0 円 (消費税及び地方消費税を含む。)		
工 期	平成 2 1 年 7 月 3 0 日から平成 2 2 年 1 月 2 7 日まで		
工 事 内 容	・ 配水管布設工 - ダクタイル鋳鉄管 (内径 150 mm) L (延長) = 585.6m - 同 (内径 100 mm) L (同) = 0.4m - 同 (内径 75 mm) L (同) = 195.4m - ポリエチレン管 (内径 50 mm) L (同) = 3.3m - 同 (内径 40 mm) L (同) = 235.9m - 同 (内径 30 mm) L (同) = 1,271.1m - 水道用塩化ビニルライニング鋼管 (内径 30 mm) L (同) = 29.1m ・ 仕切弁設置工 - 仕切弁 (内径 150 mm) N (箇所数) = 4 箇所 - 同 (内径 75 mm) N (同) = 1 箇所 - 同 (内径 50 mm) N (同) = 1 箇所 - 同 (内径 40 mm) N (同) = 3 箇所 - 同 (内径 30 mm) N (同) = 19 箇所 ・ 消火栓設置工 - 消火栓 (内径 75 mm) N (同) = 4 箇所 ・ 添架工 - ステンレス鋼管 (内径 150 mm) L (延長) = 17.5m - 同 (内径 100 mm) L (同) = 46.9m - 同 (内径 75 mm) L (同) = 5.8m		

津市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

なお、当該報告の決定は、前津市監査委員岡部高樹、前津市監査委員田端隆登、前津市監査委員水谷友紀子、前津市監査委員山中利之の合議によるものである。

平成22年3月9日

津市監査委員	渡	邊	昇
津市監査委員	杉	谷	育生
津市監査委員	岡		幸男
津市監査委員	駒	田	修一

記

第1 監査の対象

監査の対象は、次の財産区における平成21年度の財務及び事務の執行を対象とした。

なお、補助金等一部の財務及び事務の執行については、平成20年度も対象とした。

- 1 榊原財産区（所管部局：久居総合支所総務課、榊原出張所）
- 2 河内財産区（所管部局：芸濃総合支所総務課）
- 3 波瀬財産区（所管部局：一志総合支所総務課、波瀬出張所）

第2 監査の期間

監査の期間は、平成21年12月2日から平成22年2月3日までである。

第3 監査の方法

監査の方法は、主に次の諸点に着眼し、財産区の所管部局から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

- 1 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。

- 3 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- 4 財産の管理は、適正に行われているか。
- 5 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- 6 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

第4 監査の結果

1 榊原財産区

財産区の条例、規則等の条規は、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止に関し、必要な範囲において、その所在する市町村の条規として制定・公布されるものであるが、同財産区の条規（津市榊原財産区議会設置条例を除く。）は、市の条規としての制定・公布手続によることなく制定・公布されており、当該条規の中には、その財産の管理及び処分に関する範囲を超えて定めている事項が見られる。

このことは、平成19年度の定期監査等結果報告でも指摘しているが、未だ改善されていないため、関係部局との調整を進め、早急に所要の是正措置を講じられたい。

2 河内財産区

財産区の条例、規則等の条規は、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止に関し、必要な範囲において、その所在する市町村の条規として制定・公布されるものであるが、同財産区の条規（津市河内財産区議会設置条例を除く。）は、市の条規としての制定・公布手続によることなく制定・公布されている。

このことは、平成19年度の定期監査等結果報告でも指摘しているが、未だ改善されていないため、関係部局との調整を進め、早急に所要の是正措置を講じられたい。

3 波瀬財産区

財産区の条例、規則等の条規は、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止に関し、必要な範囲において、その所在する市町村の条規として制定・公布されるものであるが、同財産区の条規（津市波瀬財産区議会設置条例を除く。）は、市の条規としての制定・公布手続によることなく制定・公布されており、当該条規の中には、その財産の管理及び処分に関する範囲を超えて定めている事項が見られる。

このことは、平成19年度の定期監査等結果報告でも指摘しているが、未だ改善されていないため、関係部局との調整を進め、早急に所要の是正措置を講じられたい。